

京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針

令和8年3月

 京都府教育委員会

はじめに

- 令和5年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和5年度～令和7年度）においては、国の実証事業に参加する地方公共団体が着実に増加するとともに、地方公共団体や関係団体等の創意工夫により、多様な地域クラブ活動の運営モデルが形成されるとともに、指導者の確保をはじめとする課題の解決に向けた様々な方策等も明らかとなってきている。他方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もある。
- そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、地方部を中心として、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。
- 令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。
- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関し、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものとして、令和7年度12月に文部科学省より「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定されたところである。
- 京都府教育委員会では、令和3年度から有識者による検討委員会を設置し、学校部活動の地域展開等について検討を重ねてきた。学校部活動の地域展開等は、すべての学校部活動を一律に地域へ移行するのではなく、従来の学校部活動の課題解決や子どものニーズの充足等の観点から有効と考えられる場合に地域と連携し、より良いスポーツ・文化芸術環境の構築を目指していきたいと考えている。
- そのため、国が示した令和7年度までの改革推進期間においては、「少子化が進展し、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが困難であったり、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制を継続することが困難といった、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動単位から着手する」という視点で地域クラブ活動の支援に努めた。また、学校部活動を継続する場合であっても、地域人材の活用など働き方改革を踏まえた部活動改革の一層の推進を支援した。
- 今後、令和8年度から令和13年度までの6年間の「改革実行期間」においては、地域展開等に着手ができていない地域への着手を促進し、各市町村における合意形成に基づいた事業を推進することを目指す。また、平日の学校部活動等においても、これまでの活動の継続や新たな活動のスタイルの検討、さらには地域クラブ活動との連携も含めた地域展開等を推進することを目指す。
- 京都府教育委員会は、これらを踏まえ、オール京都で取り組む学校部活動の新しい活動スタイルとして、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境整備及び体験機会の確保の考えを示した「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」（以下「本指針」という。）の改訂を行った。
- なお、本指針については、京都府の部活動改革の取組状況の定期的なフォローアップを行いながら、全国の進捗状況等にも勘案し、見直し等を行うものとする。
- 各地域においては、本指針を参考に、取組を進めていただくことを願う。

本指針の構成について

- 本指針の構成は、以下のとおりとする。
- 第1編では、「推進の方針」として、京都府における学校部活動からの新しい活動スタイルが目指す方向性「京都モデル」や京都府が取り組むロードマップ、取組状況のフォローアップによる指針の見直し等、京都府が目指す推進の方針を示す。

なお、令和7年12月策定の国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定し、「改革実行期間内に、休日は、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する」としている。
- 第2編では「活動のためのガイドライン」として、学校部活動及び地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示す。また、生徒数の減少の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示す。

なお、第2編は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とするが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の学校部活動についても適用する。
- 第3編では、「活動のマニュアル」として、段階的な地域展開等を進めるために、様々な事情を抱える学校や地域における部活動改革を進めるための「選択肢」と、複雑に絡み合う諸課題を解決していくための「複数の道筋」や「多様な方法」があることを示す。

なお、「段階的な地域展開等」の「段階的」とは、「条件・準備ができたところから順次」と捉え、決して「一斉に」地域へ移行しなければならないものではない。地域の実情に応じ、多くの課題を解決していく必要があることから、これらの課題と向き合い、準備を進める必要がある。

目次

第1編 推進の方針	1
第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは	3
(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』	3
(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想	4
(3) 新しい活動スタイルの将来像	4
2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ	5
(1) 子どもたちの活動を保障する新しいスタイル	5
(2) 教員のライフスタイルの好転	6
(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり	7
3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(1) 地域クラブ活動の対象	7
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴	7
(3) 地域クラブ活動の指導	8
(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進	9
第2章 京都府の地域展開等に関するロードマップ	10
1 京都府の地域展開等に関するロードマップ	10
(1) 改革実行期間の推進目標	10
(2) 改革実行期間のロードマップ	11
2 京都府が目指す取組のスケジュール	12
(1) 令和8年度から令和10年度（改革実行期間 前期）	12
ア コーディネーターの配置及び地域展開等の状況把握	12
イ 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置	13
ウ 地域展開等の数値の取組及び情報共有への対応	13
エ 「運営団体」「実施主体」の基盤強化、サポート体制への対応	13
オ 府立特別支援学校、府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行の検討	13
カ 関係部署や機関との連携	13
(2) 令和10年度	14
(3) 令和11年度から令和13年度の取組（改革実行期間 後期）	14
(4) 令和14年度以降	14
3 市町村の推進体制の整備	14
(1) 市町村のロードマップ例	15
(2) 令和8年度以降の取組	15

(3) 令和10年度までの取組例（改革実行期間 前期）	15
(4) 令和11年度から令和13年度までの取組例（改革実行期間 後期）	15
(5) 令和14年度以降の取組について	16
4 市町村の地域展開等の状況（フェーズ）による推進例	17

第2編 活動のためのガイドライン 19

第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表	21
1 活動方針・活動計画の作成	21
2 生徒のニーズを踏まえた活動	22
3 公表	22
第2章 練習時間・休養日の設定	23
1 練習時間	23
2 休養日	24
第3章 指導の在り方	26
1 適切な指導	26
2 体罰（暴力）・ハラスメント（性暴力等含む）・いじめ等行為の防止	26
3 安全管理と事故防止	27
第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項	29
第5章 学校部活動の運営の在り方	30
1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立	31
2 顧問の指導体制	32
3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方	32
4 家庭及び地域等との連携	33
第6章 地域クラブ活動の運営の在り方	34
1 認定要件について	34
2 生徒の安心・安全の確保	35
3 会費の適切な設定	36
4 保険の加入	36
5 学校との連携等	36
6 運営主体・実施主体の役割	37

第3編 活動のマニュアル 39

第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例	41
事例1 行政主導型Ⅰ	42
事例2 行政主導型Ⅱ	43
事例3 行政主導型Ⅲ	44
事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型	45

事例5	スポーツ少年団連携型	46
事例6	総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ	47
事例7	総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ	48
事例8	開放型地域クラブ連携型	49
事例9	民間企業連携型	50
事例10	学校設立型Ⅰ	51
事例11	学校設立型Ⅱ	52
事例12	並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）	53
事例13	並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）	53
事例14	並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）	53

第2章 地域クラブ活動の制度設計の手順		54
1	検討プロセス	54
(1)	協議会の設立	54
ア	協議会の設立	54
イ	協議会の定期的・恒常的な体制	54
(2)	認定に向けた準備	55
ア	「認定地域クラブ活動」制度	55
イ	「認定地域クラブ活動指導者」登録制度	55
(3)	運営団体の決定又は立ち上げ	55
ア	運営団体の主な業務	55
イ	適切な運営体制	56
(4)	運営方針の決定	56
ア	ニーズの把握	56
イ	運営に係る検討会議等の実施	56
ウ	ビジョンの作成	57
エ	活動の名称と目的の設定	57
オ	活動する種目等の決定	57
カ	活動回数、活動時間等の決定	58
キ	費用負担の検討、財源の確保	58
ク	補償制度の対応	58
ケ	活動の開始時期の決定	59
コ	実施要項の作成	59
(5)	指導者の確保	59
ア	指導者確保の方策例	59
イ	指導者の資質・能力	60
(6)	関係団体、学校への説明・周知	60
ア	関係団体、学校への説明・周知	60
イ	相談機関の設置や情報の一元化に向けた体制整備	60
(7)	保護者、地域への説明・周知	60

(8) 生徒への募集案内	61
(9) 指導を希望する教員への対応	61
ア 兼業兼職の取扱いについて	61
イ 兼業兼職に係る服務管理の役割分担	62
(10) 指導者の資質向上に係る研修の実施	62
(11) 大会等の参加資格の確認	62
(12) 学校施設の開放	65
2 検討チェックリスト	67
□チェックリスト	67
■チェックリストの背景にある手立て（例）	70
第3章 地域展開等の取組が進められている間の学校部活動の在り方	77
1 誰もが参加しやすい活動	77
(1) 多様なニーズ	77
(2) 校種間連携	77
2 複数の活動を体験できる活動日数や時間	78
(1) シーズン制	78
(2) フリースポーツ制	78
3 活動時間の適正化	78
(1) 連続した休養日の設定	78
(2) 授業日の年間総練習時間を統一した計画的な活動	79
(3) 参加しやすい活動時間の設定	79
4 指導・運営に係る体制の見直し	79
(1) 指導者が配置できない場合	79
(2) 学校部活動への任意加入の推進と部活動数の整理	79
(3) 教員を学校部活動顧問とする場合	79
5 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働	80
(1) 活動を選べる配慮	80
(2) 地域展開等を見通した連携・協働	80
第4章 平日における地域展開等	81
1 平日における地域展開等の考え方	81
2 学校の働き方改革の推進	81
3 休日の地域展開等の検証	81
文部科学省（スポーツ庁・文化庁）	82
1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）	82
(1) 運動部活動の改革	82
(2) 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革	82

2	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）	83
(1)	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	83
(2)	運動部活動改革を推進する具体的な方策	84
3	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）	85
(1)	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言	85
(2)	文化部活動改革を推進する具体的な方策	86
4	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）	87
5	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省）	88
京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会）		90
参考資料		92
(資料1)		
【スポーツ庁・文化庁】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）		
(資料2)		
【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月）		
(資料3)		
【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）		
(資料4)		
【文部科学省】「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月）		
(資料5)		
【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（令和4年6月）		
(資料6)		
【文化庁】「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（令和4年8月）		
(資料7)		
【スポーツ庁】「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和7年3月改訂）		
(資料8)		
【文化庁】「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」（令和3年1月）		
(資料9)		
【スポーツ庁】「部活動改革ポータルサイト ～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦～」（令和5年）		
(資料10)		
【スポーツ庁・文化庁】「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革 に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)		
(資料11)		
【文部科学省】部活動改革及び地域クラブ活動の推進等 に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～(令和7年12月)		
(資料12)【スポーツ庁】「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」（令和7年）		
(資料13)【スポーツ庁】「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（令和8年1月）		

<本指針での主な用語>

表 記	用 法
学校部活動	学習指導要領上の部活動を指す。 学校が主な活動場所となっている場合が多いが、地域の施設等が主な活動場所となる活動も含む。 学校の教育課程外の教育活動に該当し、設置・運営は学校の判断により行われ、校長の管理監督下に置かれる。
地域クラブ活動	地域の運営団体・実施主体によるスポーツ活動及び文化芸術活動を指す。「地域スポーツクラブ活動」と「地域文化クラブ活動」を合わせた表記である。 学校の部活動が地域展開等され、さらに生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に参加し、親しむことができる状態を指すが、もともと地域で行われてきた活動等も地域クラブ活動となり得る。 校長の管理監督下になく、学校の責任の範囲外で行われる活動となる。 【想定される運営団体・実施主体】 「地域スポーツクラブ活動」 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体、市町村など 「地域文化クラブ活動」 文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体、市町村など
地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開することを指す。 本指針では、これまで「地域移行」と呼んできたものを「地域展開」と記載する。また、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と記載する。 ※ ①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※ 地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施することを指す。

認定地域クラブ活動

令和7年12月文部科学省からの「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に示す認定要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市区町村等（一部事務組合及び中学校等を設置する都道府県を含む。）が、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を指す。

本指針において「地域クラブ活動」と表記するものは、認定されていない地域クラブ活動も含み、「認定地域クラブ活動」を指す場合は、「認定地域クラブ活動」と表記する。

<第1編> 推進の方針

第1章 京都府における学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

1 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』とは

(1) 学校部活動からの新しい活動スタイル『京都モデル』

京都府教育委員会では、単に学校部活動を学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様なスポーツ・文化芸術の体験機会を確保するという考えから、「学校部活動の地域展開等」を「学校部活動からの新しい活動スタイル」と捉え、この新しい活動の目指す方向性の総称を『京都モデル』とする。また、『京都モデル』は、学校部活動を維持する場合、地域との連携・協働をより一層図り、少子化と子どもたちの多様なニーズに対応した活動を保障する「学校部活動の整備・充実」を進めることも「学校部活動からの新しい活動スタイル」として捉える。

なお、『京都モデル』は、第2期京都府教育振興プランに掲げた京都府の教育の基本理念を推進する視点等を踏まえた京都らしい方向性を示す。

『京都モデル』 ～ オール京都で目指す新しい活動スタイル ～

★ 地域への新しい活動スタイル（地域クラブ活動）

1. 多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばすという視点を踏まえ、持続可能な学校部活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の機会においても、自発的に自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
2. 子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域のコミュニティのそれぞれの強みを活かし、持続可能な学校部活動の存続が厳しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の場においても、安心して自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるスタイルを目指す。
3. 子どもたちの「よしっ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ※』のはぐくみは、文化芸術活動にもつながる心のありようであり、すべての子どもたちが、新しい体験の機会を通して、自分に適したスポーツ・文化芸術活動の新しい発見やより親しむことができるスタイルを目指す。

★ 学校での新しい活動スタイル（学校部活動）

1. 学校部活動の目的を十分に果たし、子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築が徹底されるスタイルを目指す。
2. 少子化や子どもたちの多様なニーズに対応し、多くの子どもたちの活動が行われるスタイルを目指す。
3. スポーツや文化芸術活動が苦手な子どもたちや障害のある子どもたちが参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦が大切にされるスタイルを目指す。
4. 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境が整備されるスタイルを目指す。

★ 単に学校部活動を学校から切り離すということではない = 新しい活動スタイルの将来像

1. 新しい活動スタイルの主体は子どもたちであり、その子どもたちがマイスポーツや文化芸術活動に親しみ幸せを実感する。
2. ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上に向けて、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感する。

※ スポーツごころとは、「感動」・「楽しみ」・「向上」・「健康」・「挑戦」・「つながり」・「公正」といった、人々が日々の生活の中で「よしっ、さあ、やってみよう！」という前向きで積極的な心のありようの総称であり、「第2期京都府スポーツ推進計画」（令和6年4月）で示されている。

(2) 京のジュニアスポーツアカデミー構想

少子化が進む中においても、子どもたちが地域において、やりたいスポーツに取り組むことができる新たな仕組みとして、京都府総合計画で示された「京のジュニアスポーツアカデミー構想」を様々な主体と連携しながら推進する。

(3) 新しい活動スタイルの将来像

新しい活動スタイルの望ましい状況をイメージする言葉として、「Well-being（幸福感）」（世界保健機関（WHO）憲章において「健康」の定義として表現される、心も身体も社会的にも満たされた状態、すなわち実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉）という言葉を用い、3つの将来像を示す。

子どもたちが真にマイスポーツ（興味・関心に応じて自主的、自発的に参加するスポーツ）や文化芸術活動を親しみ幸せを実感する。その結果、ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感するという将来像である。

①子どもたちのWell-being（幸福感）が高まっている

子どもたちが真にマイスポーツや文化芸術活動に親しめる環境が整い、子どもたちの「よしっ、さあ、やってみよう！」という『スポーツごころ』のはぐくみに繋がるよう進める。

②教員のWell-being（幸福感）が高まっている

教員のライフスタイルが好転し、学校教育活動の質の向上に繋がるとともに、兼業兼職の活用により、教員の有するスポーツや文化芸術活動の指導能力が地域に還元できるよう進める。

③地域社会のWell-being（幸福感）が高まっている

地域の実態や特色を活かした新しい活動スタイルにより、地域住民にとっても生涯にわたるより良い地域スポーツ・文化芸術環境となるよう、スポーツや文化芸術活動を通じた地方創生やまちづくりが図られるとともに、競技人口の増加や新たな競技力向上のシステム、アスリートやアーティストの雇用機会創出等に繋がるよう進める。また、子どもたちの『スポーツごころ』のはぐくみを地域が支えることは、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る機会にもなることから、地域全体の『スポーツごころ』や教育力の向上にも繋がるよう進める。

2 子どもたちのWell-being（幸福感）が高まる新しい活動スタイルへ

国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日文部科学大臣決定）では、スポーツは様々な形で自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることに本質を持つ文化であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を創ることを目指すべきとある。また、第2期文化芸術推進基本計画（令和5年3月24日閣議決定）には、人々が生涯を通じて、文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができる環境を整えることが推奨されている。

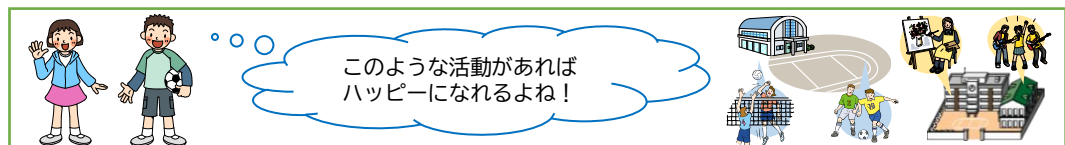
京都府では、人々が日々の生活の中で持つ「よしっ、さあ、やってみよう！」という前向きで積極的な心のありよう「スポーツごころ」の醸成を目指してきた。さらに、第2期スポーツ推進計画において運動・スポーツとの関わり方には、府民それぞれに「する」「みる」「ささえる」といった様々なきっかけがあるという新しい流れを生み出すため、「マイスタート KYOTO-SPORT-STYLE」※という京都府独自の新たな視点を持ち、それぞれのマイスタートを切っていくことを推進している。

ここでは、第3期スポーツ基本計画の3つの視点（①スポーツを「つくる／はぐくむ」）（②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる）（③スポーツに「誰もがアクセス」できる）に鑑み、新しい活動を「つくる／はぐくむ」ためのクラブ設計、子どもたちの気持ちに寄り添う場所の提供、アクセスしやすい拠点の考え方等、子どもたちが「このような活動があればハッピーになれるよね」といった、心も身体も社会的にも満たされた気持ちになれるようなスタイルを挙げている。

各地域が、このスタイルを持ち合わせた運営団体や実施主体の設計図を描くことにより、子どもたちのWell-being（幸福感）の高まりに繋がることが期待できる。また、この子どもたちの気持ちは、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

※ マイスタート KYOTO-SPORT-STYLEとは、府民それぞれがスポーツへの様々なきっかけをつくれるよう、4つの運動・スポーツに親しめる取組を示した京都府独自の新しい視点であり、スポーツのきっかけは「する」「みる」「ささえる」のどこからでもOK。「マイスタート KYOTO-SPORT-STYLE」の視点を持ち、それぞれのマイスタートを切ってみましょう。という心のありようの総称であり、「第2期京都府スポーツ推進計画」（令和6年4月）で示されている。

（1）子どもたちの活動を保障する新しいスタイル



ア 地域クラブ活動を「つくる／はぐくむ」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	子どもたちのマイスポーツ・文化芸術活動の選択肢が広がる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
②	子どもたちがマイスポーツ・文化芸術活動を発見できる。	多種目・多志向・地域の特色に応じたクラブ設計ができる。
③	子どもたちがマイスポーツ・文化芸術活動に取り組める。	個人種目だけでなく、団体種目にも対応できるクラブ設計ができる。

④	子どもたちが卒業しても活動を継続できる。	多世代に対応したクラブ設計ができる。
⑤	子どもたちが選手として引退しても関われる。	選手から指導者へとなる好循環のクラブ設計ができる。
⑥	子どもたちが地元や郷土のためにスポーツ・文化芸術活動で貢献できる。	地域への愛着心が生まれるような活動内容がある。
⑦	すべての子どもたちがマイスポーツ・文化芸術活動に取り組める。	企業協賛やクラウドファンディング等新しい財源がある。

イ 地域クラブ活動で「あつまり、ともにいき、つながる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	マイスポーツ・文化芸術活動をともに楽しむ仲間がいる。	小規模校では経験できなかった喜びを提供できる。
②	新しい自分の居場所が見つかる。	新しい心の拠り所を提供できる。
③	新しい社会性を学ぶことができる。	多世代や教員以外の大人との交流を通じて、新しい価値観を提供できる。

ウ 地域クラブ活動に「誰もがアクセスできる」

	子どもたちの幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	より適したスポーツ・文化芸術活動環境で、思い切りスポーツ・文化芸術活動を楽しめる。	地域や府立学校のスポーツ・文化芸術資源を利活用できる。
②	憧れの選手・文化人や有名なスポーツ施設・会場が身近な存在となる。	プロスポーツのスポーツ資源を利活用できる。

(2) 教員のライフスタイルの好転

	教員の幸せの実感	新しい活動のスタイル
①	学校教育活動の質的向上に繋がる。	教員が教員でなければできない業務に専念できる。
		授業をはじめ、生徒へより良い学校教育を提供するために、時間とエネルギーを充てることができる。
②	スポーツ・文化芸術指導の有する能力を地域に還元できる。	希望する教員等には、一定の要件の下、兼業兼職を許可する。
③	学校の働き方改革の推進に繋がる。	休日の学校部活動の指導が軽減できる。
		経験のない指導への負担が軽減できる。

(3) スポーツや文化芸術を通じた地方創生やまちづくり

	地域社会の幸せの実感
①	指導者の生きがいや健康につながる。
②	競技人口の増加が期待できる。
③	新たな競技力向上のシステムが構築できる。
④	新たなビジネスチャンスが生まれる。
⑤	地域の連帯性や関係性が向上し、防災や防犯等共助の関係が広がる。
⑥	スポーツや文化芸術による地方創生やまちづくりが実現できる。

3 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

(1) 地域クラブ活動の対象

地域クラブ活動への地域展開等は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における学校部活動を対象とする。

高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で学校部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中でスポーツ・文化芸術等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校においても、スポーツ・文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や学校の働き方改革の観点からは重要であり、各学校の実情に応じて学校部活動の改善に取り組むことが望まれる。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望まれる。

なお、「地域クラブ活動」は、学校と連携して活動を行う新たな地域クラブ活動に適用されることを想定しており、これまで独自に行ってきたリトルリーグ等のクラブチームの活動に直ちに制限を設けることを企図したものではない。

しかしながら、こうした地域のスポーツ・文化芸術活動や自宅でのトレーニング・練習等においても、生徒の発達の段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれる。また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ・文化芸術活動が重要という考えを共有することができるようにすることが大切である。スポーツ・文化芸術団体、学校、地方公共団体等においても、これらの関係者の理解と協力を促すことが求められる。

(2) 学校部活動と地域クラブ活動の特徴

「学校部活動」とは、学習指導要領上の部活動を指し、設置・運営は学校の判断により行われる。「地域クラブ活動」とは、地域の運営団体・実施主体による活動を指す。

	学校部活動	地域クラブ活動（認定地域クラブ活動含む）
運営団体・実施主体	学校	認定要件及び認定手続き等に基づき設置する市町村等が認定した地域クラブ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体（市民団体）、市町村 等
対 象	自校の生徒	地域の児童生徒等
主な指導者	教員、部活動指導員	認定要件及び認定手続き等に基づき設置する市町村等が認定した指導者、地域の指導者、退職教員、兼業兼職の許可を得た教員 等
活 動 日	平日、休日	休日（平日も可）
活動場所	学校	地域の施設、学校 等
活動時間	学校部活動の指導指針に基づく	学校部活動の指導指針に準拠して活動することが適切
保 険	日本スポーツ振興センター	運営団体で保険に加入
責 任	学校	運営団体または実施主体
参加可能大会	中体連主催大会、学校単位で参加できる大会	主催者が学校単位以外も参加を可とした大会
指導者の報酬	休日部活動は特殊勤務手当	運営団体が報酬額を決定
指導者の資格	教員、部活動指導員	運営団体が決定

(3) 地域クラブ活動の指導

学校部活動の地域展開等は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

これを踏まえ、地域クラブ活動の指導者は、単に学校教育から切り離された地域の活動ではなく、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えるという視点を有しつつ、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、スポーツ医・科学的見地に基づいた指導や合理的でかつ効率的・効果的な指導、また、体罰（暴力）・ハラスメント（性暴力等を含む）・いじめ等は決して許されないものであるとの認識を身に付けて、地域クラブ活動の指導に当たることが大切である。

(4) 学校部活動から地域クラブ活動への段階的な推進

国は、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

改革の進め方として、市区町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることを基本としている。国は、周知・広報を通じた理解促進や地方公共団体へのきめ細かな支援を行い、改革の進捗を定期的にフォローアップして必要な措置を講じることとしている。

改革実行期間は令和8年度から13年度とし、休日の部活動は、改革実行期間内に原則全ての学校部活動において地域展開を実現する方針とし、前期（令和8年度から10年度まで）には、現在未着手の自治体も確実に着手すること、困難な地域では部活動指導員の配置などにより代替措置を講じることとしている。

前期終了時には進捗状況等の中間評価を実施し、その結果を後期の取組に反映し、より実効的かつ持続可能な改革を推進していく体制を確立することとしている。また、平日についても、前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進することとしている。

これらを踏まえて、府として、市町村等に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行うために、京都府における部活動改革の取組状況を把握し、定期的なフォローアップを行いながら、全国の進捗状況等も勘案し、本指針について見直し等を行うものとする。

留意事項

- 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要である。
- 地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村等の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要。また、持続可能な運営の観点から民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせていくことも重要である。
- 受益者負担の水準については、地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示す。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要である。
- 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつづけて一丸となって取組を進めることが重要である。

第2章 京都府の地域展開等に関するロードマップ

1 京都府の地域展開等に関するロードマップ

令和8年度から令和13年度までの推進目標及びロードマップ

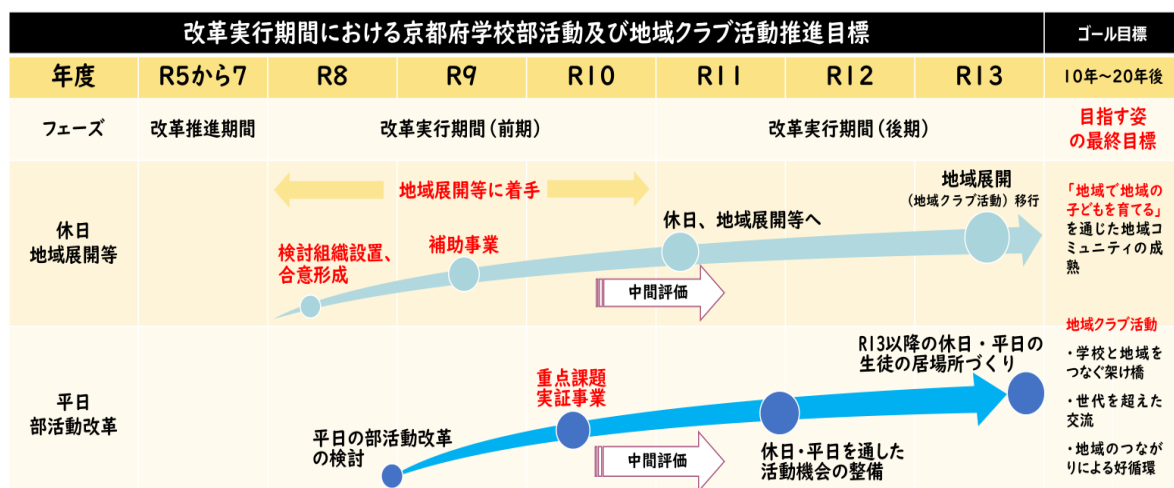
令和7年度にスポーツ庁が示した検討会議の最終取りまとめ及び国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定を踏まえ、京都府の推進指針の理念「京都モデル」を継続する目標を設定することとした。

京都府では全ての市町村において地域展開等の取組の検討が始まっており、令和10年までに市町村の実情に応じた地域展開等に着手することを改革実行期間前期の目標とする。

また、令和11年度から令和13年度の後期においては、全国的な動きを見ながら地域連携から地域展開への転換の時期、より中学生の減少を見越した部活動改革、地域コミュニティの創造を目指していく。

併せて、平日の部活動改革の検討にも着手していくことを目標とする。

(1) 改革実行期間の推進目標



京都府では改革実行期間の推進目標を踏まえ、各市町村の主体的な取り組みを推進するため、次の基盤整備に努める。

【制度設計段階での伴走支援】

各市町村が地域展開等に「着手できる」よう、制度設計の初期支援を充実させる。

【人材の広域的な確保・育成への支援】

活動の「指導」だけに留まらず、各市町村が協力・支援者を確保・育成できるよう、関係団体等と連携しながら、人材基盤の整備や人材の質的保証に努める。

【市町村単位では困難な広域的調整への支援】

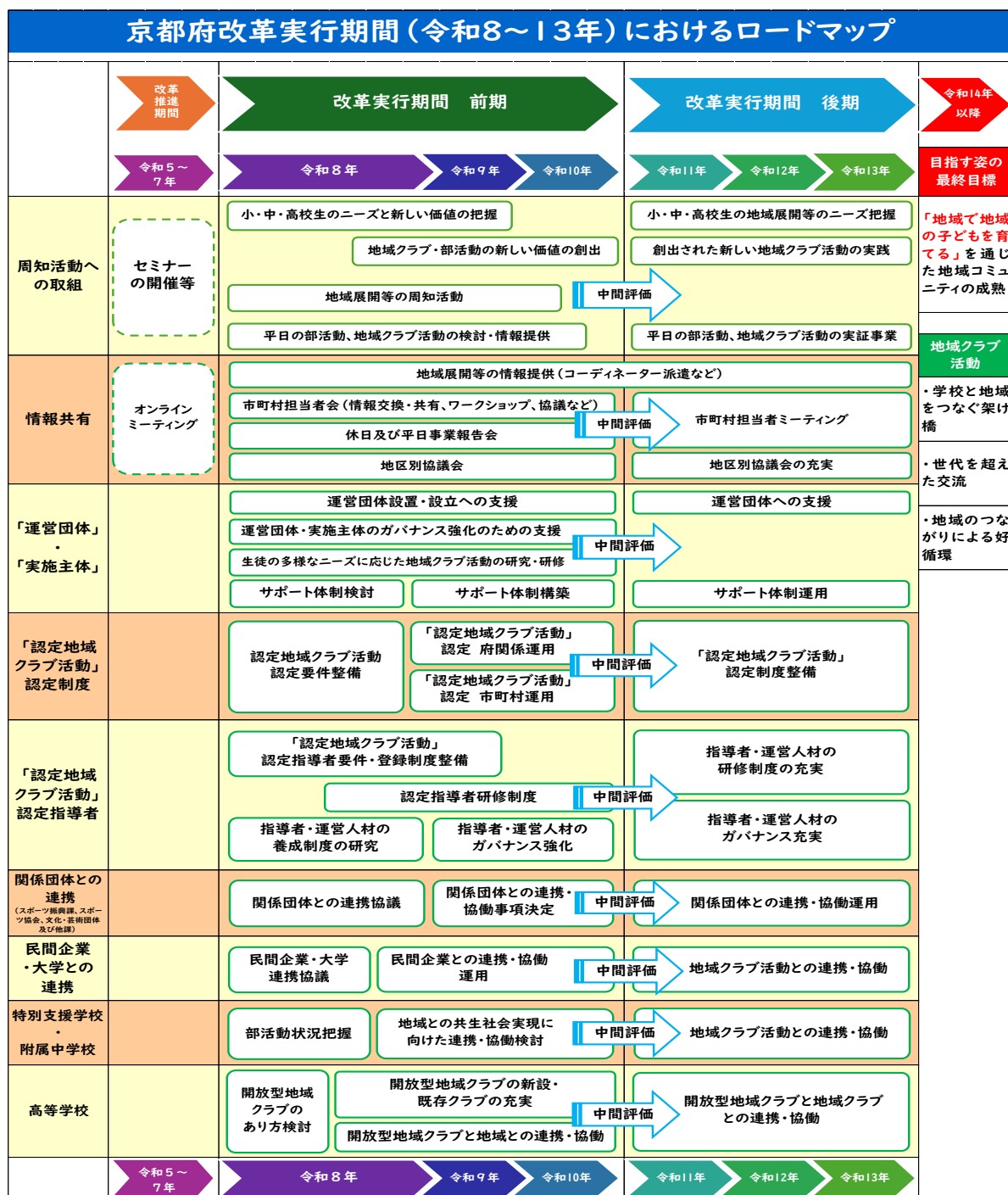
市町村単位では成立しにくい分野・種目等を市町村間の協働によって広域的に調整が図られるよう、幅広く多様な主体が一体となり、地域の価値を高める取組を充実させる。

【積極的な情報の集約・発信】

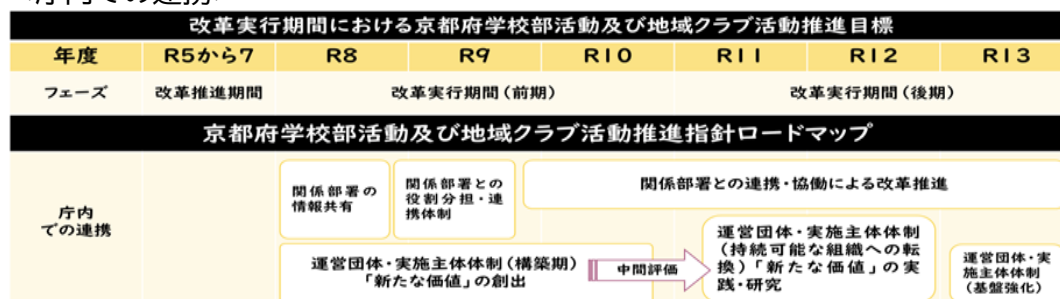
全国各地の取り組みとともに、府内各市町村の経験値を集約するなど、情報の集約・発信のハブとなり、オール京都で取り組む一体感の醸成に努める。

(2) 改革実行期間のロードマップ

改革実行期間における基盤整備を進めるためのロードマップは次のとおり。



<庁内での連携>



2 京都府が目指す取組のスケジュール

令和7年度の市町村の状況（京都市を除く）では、協議組織の設置(予定含む)75%、児童生徒・保護者等アンケートの実施・予定・検討中96%、地域クラブ活動への学校開放(鍵の管理等の整理が条件)84%となっており、改革推進期間において、各市町村が実態に応じた検討を進めるための協議会組織の設置を進めている状況がみられるが、国の実証事業を活用しながら先進的な取組を進めている地域や、これから検討を始める地域もあり、状況は多様である。

そのため今後の改革実行期間においては、改革が進んできている地域と、これから着手を深めていく地域（人口規模が維持されて部活動が継続できる地域、人口規模が小さく見通しが立たない地域など）の2極化を踏まえ、市町村個別の事情に、より焦点を合わせながら、それぞれの地域に応じた伴走を進めていきたい。

地域クラブ活動については、市町村と連携し、認定地域クラブ活動等の活動状況や指導者の状況について実態把握をしながら必要なサポートをしていく。

この改革の最終的な目標は、単に中学校の部活動を地域クラブ活動として地域に移行することではなく、「地域で地域の子どもを育てる」ことを通じて、地域コミュニティの成熟を図ることにある。地域クラブ活動が学校と地域をつなぐ架け橋となり、世代を超えた交流を促進することで、地域のつながりがより深まり、共生社会の形成に向けた好循環が生まれる仕組みづくりが期待されている。

(1) 令和8年度から令和10年度まで（改革実行期間 前期）

休日の地域クラブ活動だけでなく、平日の地域展開等の可能性を検討しながら「新しい活動スタイル」も含めより一層、地域展開等を推進していくための伴走支援について研究し、制度を設計していく時期とする。その際、学校部活動の地域展開等の目的及び目指すスタイルと照らし合わせて、サービス管理等も含め、適切な枠組みの下で検証を行う。

また、学校部活動の地域展開等に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加させることを目指す。

さらに、持続可能な体制を支援していくため、地域クラブ活動における「運営団体」・「実施主体」の育成に努める。そのため、関係団体や大学等との連携についても研究し、協働できる体制づくりを目指す。

ア コーディネーターの配置及び地域展開等状況の把握

- ・ 京都府教育委員会に関係者の連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターを配置するとともに、地域別コーディネーターの配置を検討する。
- ・ 市町（組合）教育委員会へのヒアリングを実施し、市町村の取組の進捗状況を把握する。

イ 京都府地域クラブ活動推進検討委員会の継続設置

- 休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域展開等の可能性の検討
 - ・ 平日も含めた学校部活動の新しい活動スタイルの検討
 - ・ 複数地域を跨いだ新しい活動スタイルの検討
- 持続可能な体制構築の検討
 - ・ 財源、移動手段の確保、地域クラブ活動に関する認定制度及び「認定地域クラブ活動指導者」登録制度の検討等、様々な課題に対応する課題別の検討会議の開催やワーキンググループの設置を検討

ウ 地域展開等の周知の取組及び情報共有への対応

- 生徒のニーズに応えるワークショップの開催
- 情報発信及び情報交換
 - ・ 教育委員会ホームページ上にポータルサイトの設置を検討
- 取組の周知・広報、理解促進
 - ・ 生徒、教員、保護者、関係団体等への周知の取組の実施（セミナー、シンポジウム、ワークショップ等の開催）
- 多様な取組の実践事例の共有
 - ・ マルチスポーツ※や障害の有無にかかわらずスポーツの実践状況の把握

※マルチスポーツの定義（スポーツ庁HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272_00003.htm



エ 「運営団体」「実施主体」の基盤強化、サポート体制への対応

- 「運営団体」設立のための支援
- 「実施主体」への指導者の確保、資質向上のための支援
- 「認定地域クラブ活動」認定制度及び「認定地域クラブ活動」認定指導者登録制度の構築
- 相談窓口の設置検討
- 指導者等の育成・研修制度の構築に向けた研究
 - ・ 指導者・運営者についての育成、研修の検討

オ 府立特別支援学校、府立高等学校附属中学校における新しい活動スタイルへの移行の検討

- 地域展開等への対応の検討
- 部活動改革に関する国や府内自治体の動向を教職員へ周知

カ 関係部署や機関との連携

- 学校部活動の地域展開等の目的及び目指すスタイルと照らし合わせたサービス管理等を含めた制度の確認

- 地域との協働に係る方策の検討（学校運営協議会制度の活用や、地域学校協働活動本部との連携）
- 京都府中学校体育連盟との連携（認定地域クラブ制度の検討、大会参加・運営協力などの制度設計の協議の場の設置）
- 府スポーツ協会、民間企業、大学、プロスポーツ団体等との連携・検討
- 年間を通じた関係部署との情報共有

（2）令和10年度

改革実行期間前期の終了に当たり、中間評価を行い、それを下に本指針について必要に応じた見直しの検討等を行う。

（3）令和11年度から令和13年度までの取組（改革実行期間 後期）

前期における中間評価を受け、より一層、地域展開等を推進するとともに、平日の部活動改革及び地域展開等の検討を進めていく。各自治体で休日、平日の活動について前期で検討された内容をもとに事業を実施していくことをサポートする。

（4）令和14年度以降

新たな部活動のスタイルや地域展開等の地域クラブ活動の実現に向けて行ってきたことを持続可能な運営スタイルとなるように強化し、スポーツや文化芸術活動がより中学生を含めた多世代、多種目、多志向と地域のニーズに応じた活動になるようにさらに検討をしていく。

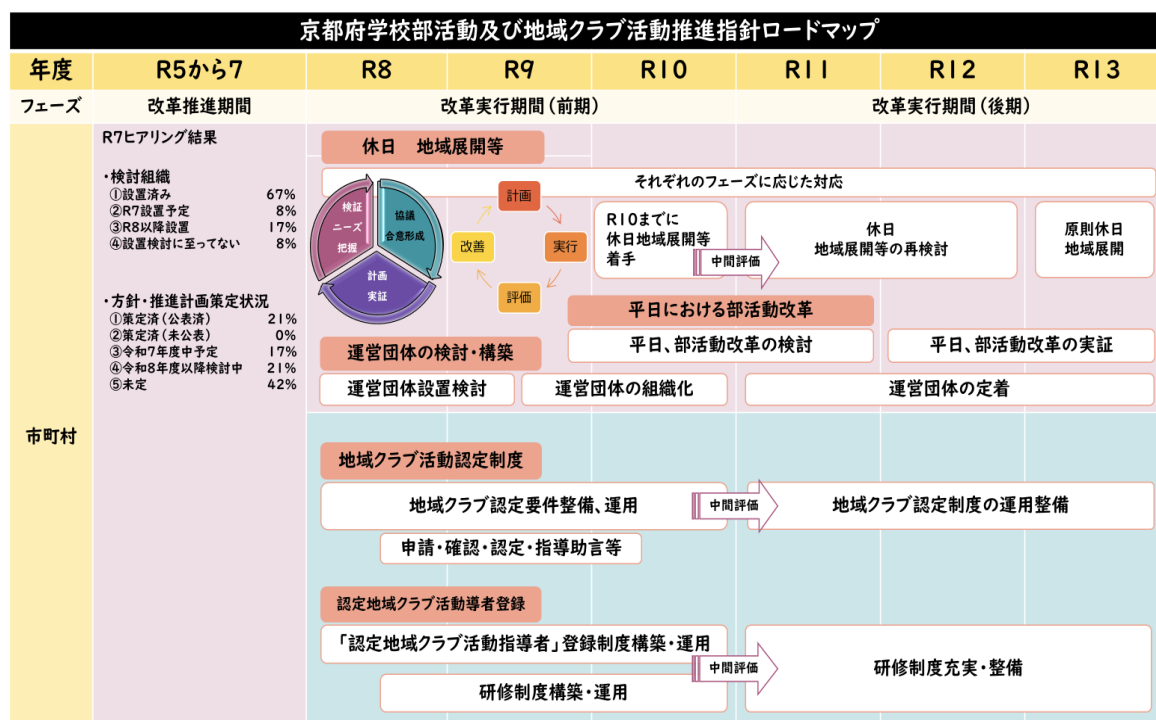
3 市町村の推進体制の整備

令和8年度から令和13年度までの市町村のロードマップを示す。

市町村は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容及びスケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

また、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施し、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施する。

(1) 市町村のロードマップ例



(2) 令和8年度以降の取組

- ア それぞれの市町村のフェーズに応じた事業実施及び検証、制度設計
- イ 地域クラブ活動の認定及び認定地域クラブ活動指導者登録制度の構築、運用
市町村は、国が示す認定制度に基づき、市町村の実情に応じて必要な項目を追加の上、運用する。
- ウ 運営団体設立の検討、準備
- エ 他府県・他市町の情報収集
- オ 近隣市町村と連携した取組の検討
- カ 障害のある子どもたちの活動機会の確保（検証・検討）
- キ 休日だけでなく、平日の活動についても早い段階で検討に着手

(3) 令和10年度までの取組例(改革実行期間 前期)

- ア 休日の部活動改革について、理念、検討組織、推進計画、実証事業、運営団体の組織化など市町村の実情に応じた改革を推進していく。（地域展開等に着手）
- イ 平日の部活動改革については、市町村の状況に応じて改革を進めていく。
- ウ 生徒のニーズを把握し、多様な事業が展開できるしくみを創る。

(4) 令和11年度から令和13年度までの取組例(改革実行期間 後期)

- ア 休日の部活動改革をより推進し、地域クラブを地域に展開していくことを推進する。
- イ 平日の活動についても、地域と連携して地域展開できるところは実証事業を積み重ね推進する。

ウ 平日の部活動改革について、既存の活動にとらわれず、生徒のニーズに応じた新しい部活動のスタイルを検討し、新しい価値を創造する。

エ 改革実行期間終了に当たり、取組の検証と必要に応じて方針の見直し等の検討

(5) 令和14年度以降の取組について

ア 原則、全ての学校部活動において休日の活動を地域展開

休日の地域展開が完了した市町村においては、平日の部活動の地域展開にも着手

イ 国・府・全国の市町村の動きに合わせ、近隣市町村とともに地域の実情に応じた「地域展開に向けた取組」を進め、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の増加を促進

ウ 休日・平日における生徒の居場所づくり、さらなる新しい活動スタイルの探求

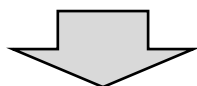
エ 10年後、20年後を見据えた取組や環境変化への対応を含め方針の見直し検討

4 市町村の地域展開等の状況（フェーズ）による推進例

推進期間終了時点の各市町村の状況（フェーズ）に違いがあるが、それぞれの進捗状況に合わせて下記の①から③の段階を参照し、今後、取組を進めていく等の参考にしてもらいたい。

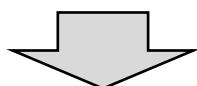
① 地域展開が困難な事情のある場合（競技特性のある種目を含む）で対応を検討中の段階

- ・ 学校関係者・地域・保護者・子どものニーズ把握
- ・ 教育委員会以外の関係者を含めた検討組織において地域展開や、近隣市町村と連携し取組の可能性の検討、合意形成を進める。
- ・ 教員の働き方改革を推進



② 「地域展開に向けた取り組み」の方向性を検討中の段階

- ・ 教育委員会以外の関係者を含めた検討組織において地域展開等の方向性を検討、合意形成を図る。その際、時期的な目安の設定も含め検討を行う。
- ・ 組織体制の検討
- ・ 保護者説明会の実施
- ・ 近隣市町村と連携した取組の検討
- ・ 関係者への説明会の実施（学校関係者、生徒・保護者、地域）



③ 地域展開の方向性を定め取組を進めている段階

- ・ P D C Aサイクルによる取組の実施
- ・ 中学校向け地域クラブ活動ガイドブックの作成や、学校での地域クラブの紹介を行い、生徒が学校部活動以外にも地域クラブ活動を選択できるよう周知
- ・ 近隣市町村と連携した取組の検討
- ・ 関係者への説明会の実施による理解促進（生徒・保護者、地域）
- ・ 種目別コーディネーターの配置等、種目別の課題解決に向けた検討（マルチスポーツ等を含む）

<第2編>
活動のためのガイドライン

活動のためのガイドラインについて

国のガイドラインの改定を踏まえ、これまでの「京都府学校部活動及び地域クラブ活動指針」（令和6年3月）を一部改訂し、学校部活動と地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示す。また、生徒数の減少の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についての考え方を示す。

なお、第2編は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とするが、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）の学校部活動についても適用する。

<第2編での記号>

表 記	用 法
◎	京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針（令和6年3月）からの変更及び新設の項目を指す。
○	京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針（令和6年3月）から変更のない項目を指す。 ※一部、文言の整理はあるが、文意に変更のない項目も含む。

第1章 活動方針・活動計画の作成及び公表

学校部活動の指導においては、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、指導方針・活動計画（年間・月間）を作成し、事前に校長からの活動承認を受けることが重要である。

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定することになる。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携して調整を図ることが必要である。

なお、学校部活動と地域クラブ活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、両者の間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図ることが重要。さらに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切である。その際、兼業兼職により指導に携わる教員の知見も活用することが望ましい。

1 活動方針・活動計画の作成

学校部活動

- 校長は、学校の設置者の方針に則り、校内で「学校部活動に係る活動方針」を作成すること。
- 校長は、学校部活動の活動方針及び活動計画において、学校部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成すること。
- 校長は、活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、年間を通して、1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成すること。
- 運営団体・実施主体は、例えば、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図ること。

2 生徒のニーズを踏まえた活動

学校部活動

- 校長は、生徒数の減少や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が学校部活動を行える機会を設けること。
- 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること。
- 校長は、特定の種目・部門だけでなく、校内での他の学校部活動や地域での活動と兼ねることもできるよう生徒の希望に配慮すること。
- 学校の設置者及び校長は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにすること。
- 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。(第3編 第3章 5に再掲)

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、生徒数の減少や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が地域クラブ活動を行える機会を設けること。
- 運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を指導体制に応じて確保すること。

3 公表

学校部活動

- 校長は、校内で作成した「学校部活動に係る活動方針」、「活動計画」及び「活動実績」を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行うこと。

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を公表すること。

第2章 練習時間・休養日の設定

練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定する。

高等学校の学校部活動については、原則、中学校の練習時間・休養日の設定を適用するが、発育・発達による体力の向上や自己管理能力の向上等、中学校教育の基礎の上に多様な教育活動が行われている点に留意するとともに、地域や学校の実態を踏まえ設定する。

1 練習時間

学校部活動
地域クラブ活動
【中学校】・【地域クラブ活動】 ○ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とすること。 ◎ 週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。 ○ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
学校部活動
【高等学校】 ○ 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。 ○ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。

（参考）〔練習時間〕

医・科学的な視点

- 1週間に16時間以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まる。

～アメリカ臨床スポーツ医学会（2014年）『ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明』～

- ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。

～米国小児科学会（2007年）『ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、

オーバートレーニングとバーンアウトについて』～

- ※ 休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましいと示されています。

(参考)〔中学校における週当たり11時間の練習時間例〕

- ◎ 休養日は、週当たり土・日曜日を含む2日以上設定することを原則とするが、例3のように、「土・日曜日の両日とも活動した場合、他の曜日で確保」すること。

曜日	例1 (土日含む9時間)	例2 (土日含む11時間)	例3 (土日活動した場合に他の 曜日で確保11時間)
月	学校部活動2時間	学校部活動2時間	休み
火	学校部活動2時間	学校部活動2時間	学校部活動2時間
水	休み	休み	学校部活動2時間
木	学校部活動2時間	学校部活動2時間	休み
金	休み	学校部活動2時間	学校部活動2時間
土	地域クラブ3時間	休み	地域クラブ3時間
日	休み	地域クラブ3時間	地域クラブ2時間

※ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

2 休養日

学校部活動
地域クラブ活動
【中学校】・【地域クラブ活動】 ○ 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。 ○ 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保すること。 ○ 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。
学校部活動
【高等学校】 ○ 週当たり1日以上設定すること。 ○ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。 ○ 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

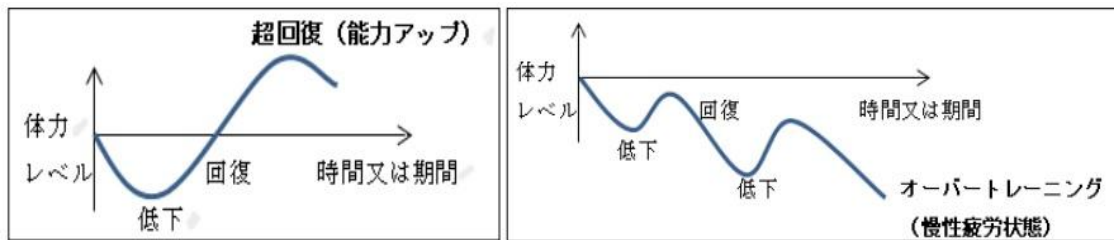
(参考)〔休養日〕

超回復

- 休養を適切に取り、完全に疲労等が回復すると、能力はただ元に戻るだけでなく、前の状態よりも高いレベルに回復する性質がある。

オーバートレーニング

- 疲労が完全に回復しないまま継続すると、慢性疲労状態に陥り、能力が低下する。



フィットネスー疲労理論

- 「期分け (ピリオダイゼーション)」の概念の長期的、中期的、短期的な考え方をもとに、アスリートのパフォーマンス発揮は、トレーニング効果と疲労の差によって定義づけられる。疲労は、各トレーニング後に生じるが、トレーニング直後に最大となり、時間の経過とともに減少していく。一方、フィットネス (トレーニング効果) もまた、トレーニング後に生じる。フィットネスは、練習後急激に、またはより長い期間を経て得ることができる。このフィットネスもまた、時間とともに減少していくが、その減少度よりも疲労回復の方が早く、より高いパフォーマンスが発揮できるようになる。

※ 適切な休養は、体力向上はもとより、リフレッシュにより心身のバランスを保ち、学習や日常生活における意欲増進に繋がることは言うまでもありません。

第3章 指導の在り方

1 適切な指導

学校部活動
地域クラブ活動
【適切な指導】 ○ 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。 ○ 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。 ○ 発達の個人差や女性特有の健康問題（エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導に当たること。 ○ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないようにすること。
【指導上の留意点】 ○ 指導者は、学校部活動及び地域クラブ活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な学校部活動及び地域クラブ活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定すること。 ○ 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用すること。 ○ 学校部活動において校長は、必要に応じて、技術的な指導や援助等について、外部人材等の活用を検討すること。

2 体罰（暴力）・ハラスメント（性暴力等含む）・いじめ等行為の防止

指導者の個人的な考えや方針により不適切な活動にならないよう、十分留意しなければならない。

体罰（暴力）・ハラスメント（性暴力等含む）・いじめ等行為は、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。

体罰（暴力）・ハラスメント（性暴力等含む）・いじめ等行為を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築しなければならない。

学校部活動
地域クラブ活動
【体罰（暴力）】 ○ 指導者は、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰（暴力）も禁止である。 ○ 指導者による、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。 ○ 指導者は、体罰（暴力）が、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。
【ハラスメント（性暴力等含む）行為】 セクシュアル・ハラスメント ○ 指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。 パワー・ハラスメント ○ 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

3 安全管理と事故防止

学校部活動
地域クラブ活動
【安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止】 ○ 指導者は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。 ○ 指導者は、怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。 ○ 学校部活動において指導者は、他の学校部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。 ○ 学校部活動において指導者は、やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の学校部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

【施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理】

- 学校部活動において校長は、また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。

熱中症対策

- 指導者は、「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT測定器の活用等）
 - ※環境省『熱中症予防情報サイト』（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）参照
 - ・ 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動を原則として行わないなど、適切に対応すること。
 - ・ 高温や多湿時において予定している練習や大会について、練習を見合わせたり、大会の延期や見直し等、柔軟な対応をすること。
 - ・ 練習や大会において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、参加生徒の適切な選抜、観戦者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。
 - ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

気象変化対策

- 指導者は、落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。
- 落雷事故の防止について
 - ・ 屋外での教育活動においては、指導者は落雷の危険性を認識し、天気予報及び避難場所の確認など事前準備を万全に行うとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じること。
 - ・ 個別の地点の気象情報の入手については、気象庁ホームページの「ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）」等を活用し、見通しをもって、安全を確保すること。
 - ※【気象庁「ナウキャスト」】<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 - 【気象庁「ナウキャストの利用と防災」】<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/nowcast/index.html>
 - ・ 厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける可能性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難すること。また、人体は、同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けたりしていても、落雷を阻止する効果がないため、姿勢を低くすること。
- 竜巻事故の防止について
 - 竜巻の発生が予想される場合、気象庁から「竜巻注意情報」が発表されるため、空が急に真っ暗になる、大粒の雨やひょうが降り出す、雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりするなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど、適切な措置を講じること。

※スポーツ庁が作成した「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（令和8年1月）も参照
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/042_index/index.html



第4章 学校部活動の外部人材等の活用に関する留意事項

学校の設置者及び学校は、学校の実態に応じ、外部人材等を適切に配置すること。

なお、外部人材等は、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校との連携を深め、相互に情報共有しながら指導すること。学校及び顧問は、指導を外部人材等に任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、外部人材等に対して適切な指示を行うとともに、指導や健康管理において地域のスポーツドクターやトレーナー等の専門的な地域人材等とも連携しながら部活動を運営していく視点をもつこと。

学校部活動

【部活動指導員】

- 部活動指導員は、学校部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。学校部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。
- 部活動指導員は、学校教育に関する知識を持ち理解し、技術的な指導ができる者を任用することから教員免許等を有していることが望ましい。
- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

第5章 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、生徒数の減少が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築を徹底するするとともに、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

令和6年12月、学習指導要領解説が一部改訂された。各学校が部活動を実施するに当たっては、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意する。

なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること等とされている。

また、レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を行い、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮するとともに、複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮する必要がある。

生徒が地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

1 学校全体での学校部活動マネジメントの確立

学校部活動

- 校長の理解とリーダーシップのもと、学校部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、学校部活動数の精選や顧問配置等、学校部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進めること。
- 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部人材など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置すること。
- 校長は、教員を学校部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築すること。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行うこと。
- 校長は、学校内に学校部活動検討委員会等を設置し、学校部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について、情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
- 校長は、体罰（暴力）やハラスメント行為（性暴力等含む）、いじめ等の防止に向け、校内研修を充実すること。
- 学校の設置者及び校長は、円滑に学校部活動を実施できるよう、地域の関係団体（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体等）との連携、保護者の理解と協力、外部人材等の任用・配置を積極的に促進するなど、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進めること。
- 学校の設置者及び校長は、学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにすること。

2 顧問の指導体制

学校部活動

【顧問の複数配置】

- 校長は、主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 校長は、指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう顧問を複数配置し、管理職や他の教員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。
- 校長は、顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。

【顧問の勤務時間管理】

- 校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数の顧問による連携や外部人材の活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。
- ◎ 教員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等、活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意すること。

3 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方

学校部活動

- 校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

4 家庭及び地域等との連携

学校部活動

- 校長は、学校部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得ること。
- 校長は、定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、学校部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
- 校長は、地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ること。
- 校長は、地域クラブ活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。
- 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること。
- 学校の設置者及び校長は、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすこと。
- 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにすること。（第3編 第3章 5に再掲）

第6章 地域クラブ活動の運営の在り方

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

したがって、地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものである。その実施に当たっては、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

また、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において「認定地域クラブ活動」の認定条件等が示された。「認定地域クラブ活動」については、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加することで、豊かで幅広い活動機会の保障を検討し構築していく必要がある。

なお、認定制度の詳細については、国の別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」及び認定制度要綱ひな型を参照すること。

※国において作成の「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」（令和8年3月）も参照。

1 認定要件について

地域クラブ活動

- ◎ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ◎ 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ◎ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ◎ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ◎ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ◎ 適切な運営体制が確保されていること。
- ◎ 学校等との連携が適切に行われていること。

2 生徒の安全・安心の確保

地域クラブ活動

- ◎ 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動である。学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築すること。
- ◎ 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めること。
- ◎ 地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うこと。
- ◎ 怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底すること。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていくことが必要

（参考）〔スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）〕

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の 誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

3 会費の適切な設定

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- 運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（令和元年8月スポーツ庁策定）に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

4 保険の加入

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入するよう促すこと。

5 学校との連携等

地域クラブ活動

- 運営団体・実施主体は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくこと。
- 運営団体・実施主体は、学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、平日と休日とで指導者が異なる場合は指導の一貫性を確保する観点からも関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を緊密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障すること。
- ◎ 運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者等に周知すること。

6 運営団体・実施主体の役割

地域クラブ活動

◎ 運営団体・実施主体の役割について

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- ・運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成（※1）
- ・組織体制・財政基盤の整備
- ・ICT活用による運営業務の効率化 等

(2) 指導者の確保・育成

- ・多様な人材の発掘・マッチング・配置
- ・適切な資質・能力の保障、人材育成
- ・平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導
- ・ICTの効果的活用 等

(3) 活動場所の確保

- ・活動場所の確保（学校施設等の有効活用）
- ・活動場所の管理運営の効率化 等

(4) 活動場所への移動手段の確保

- ・既存の送迎車両の有効活用
- ・地域公共交通との連携等
- ・多様な政策分野との連携・協働等 等

(5) 生徒の安全・安心の確保

- ・事故や暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止
- ・責任の所在の明確化、事後対応・再発防止
- ・生徒及び保護者の保険への加入 等

(6) 障害のある生徒の活動機会の確保

- ・多様な地域の関係者の参画
- ・指導者の資質能力の向上（※2）
- ・新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保 等

(7) 関係団体等・大学・民間企業との連携

（参考）〔チーム（種目）とクラブの違い〕

チーム（種目）

バドミントン、サッカー、バスケットボール、バレーボールなど単一の種目で構成された組織であり、専門性を追求する場合が多い。

クラブ

会員がともに楽しむ場、住民がともに語り合い、スポーツや教養を楽しみ生活を豊かにする場、地域コミュニティを形成する場

- ※1 運営団体における運営を担う人材（クラブマネージャー等）の役割について
 クラブの自立・自律に向けて、活動基盤をより充実させるためには、効果的な事業計画を企画・立案できる人材、有資格者の適切な配置が求められる。

マネジメント指導者資格（日本スポーツ協会より引用）	
アシスタントマネジャー	クラブマネジャー
総合型地域スポーツクラブ等において、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする方のための資格	総合型地域スポーツクラブ等において、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、クラブに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する方のための資格



<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html#licens>

- ※2 スポーツ庁が作成した「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等も参照



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm

<第3編>
活動のマニュアル

第1章 学校部活動からの新しい活動スタイルの事例

都市部に設置されている学校もあれば中山間地域等に設置されている学校がある中、それぞれの地域におけるスポーツ・文化芸術環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様である。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要がある。

ここでは、様々な事情を抱える学校現場や地域において段階的な地域展開等や合同部活動等を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを意識できるよう、多様な事例を示す。

なお、事例は、文化芸術活動にも共通するものであり、地域文化クラブ活動も同様のスタイルになる。

また、国において、令和6年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集、地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告書検索システム、「令和6年度 文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事例集等を公表しており、全国各地で展開されている事例を参照できる。

（参考資料）

【スポーツ庁】令和6年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_ori para-000028260_01.pdf



【スポーツ庁】地域スポーツクラブ活動体制整備事業 報告書検索システム

<https://activitycasestudy.jp/>



【文化庁】「令和6年度 文化庁活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事例集
「地域とともに育む新しい部活動のかたち」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

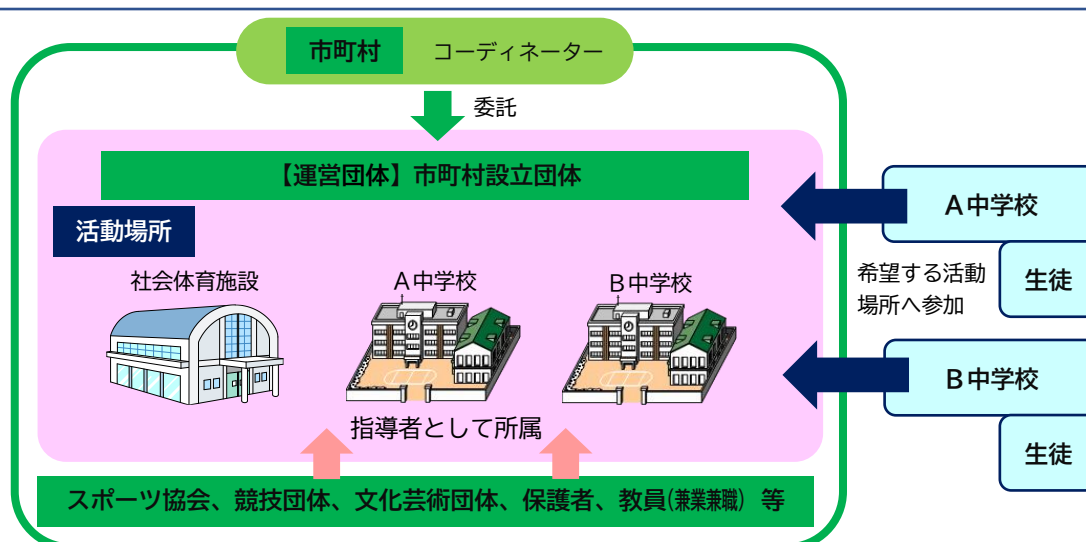


事例1 行政主導型Ⅰ

市町村が主導して運営団体を設置し、管理運営を委託

- 地域に総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が主導して、運営団体となる団体（民間企業、NPO法人、任意団体等）を設置し、管理運営を委託する。
- 地域のスポーツ協会や競技団体、文化芸術団体等と連携を図りながら、指導者を確保して、スポーツ教室や文化芸術活動を毎週実施するような形式をとる。
- 行政がコーディネートしているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。

体制イメージ



<期待される効果>

- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 地域が一体となり、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 指導者への謝金が高額にならず、受益者の金銭的負担も軽減される。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかった活動ができる。
- 全種目を設置することができれば、部活動の全てを移行できる。

<想定される課題>

- 事業拡大を踏まえると民間企業も含めた委託団体の選定が必要である。

★埼玉県白岡市スタイル★

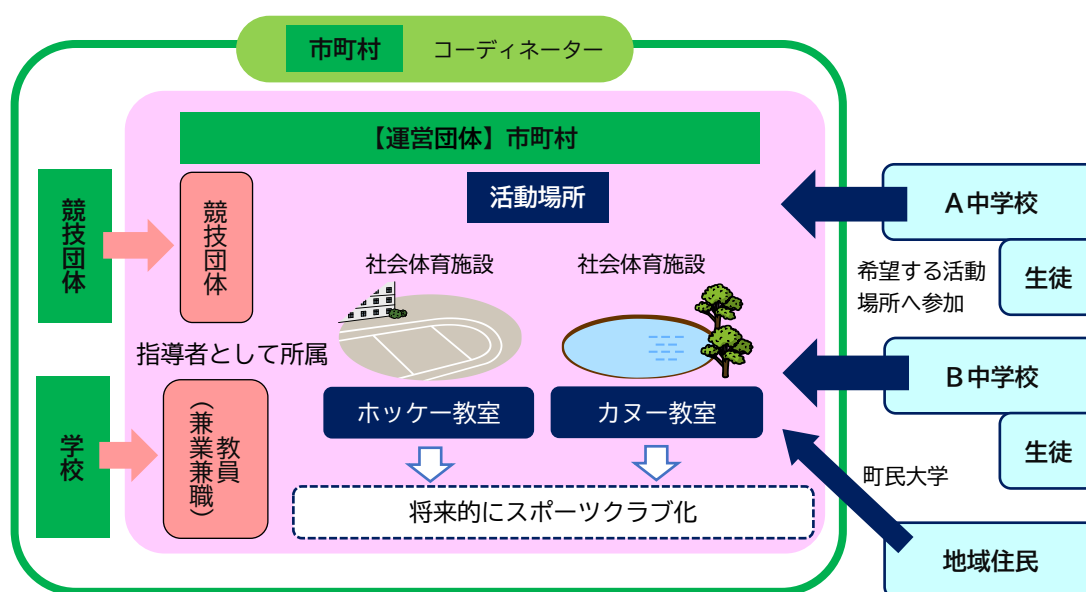
- ★ 白岡市がPTAを母体とした委託団体を設立
 - ・ 外部指導者が委託団体に指導者として登録
 - ・ 委託団体から指導者に謝金
- ★ 市内4中学校の運動部・文化部の10の部活動を対象
 - ・ 委託団体が市教委と学校の連絡調整
 - ・ 活動は週末1回
 - ・ 顧問教員の兼業兼職も可
 - ・ 令和5年度に全ての部活動で実施予定

事例2 行政主導型Ⅱ

市町村が運営団体となり、スポーツクラブ化を目指したスポーツ教室を実施

- 地域に民間のスポーツクラブがない場合、行政が中心となって設置するスタイルである。
- 市町村が地域のスポーツ協会、競技団体と連携しながら、指導者を確保し、スポーツ教室を毎週実施するような形式をとる。
- 指導者バンクを設置し、スポーツ教室や土日の学校部活動へ指導者を派遣することもできる。
- 将来的にスポーツクラブ化を目指すこともできる。
- 行政が中心となっているため、学校、生徒、保護者からも理解を得やすく、指導者も確保しやすい。
- 町民在住・在勤対象の「町民大学」（社会教育講座：教養、地域文化、スポーツ等）で開講する講座の中にスポーツ教室を位置付けることで、地域が一体となって取り組めるため、地域の協力やコミュニティも生まれる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 地域に根差した特色ある競技種目に取り組むことで、地域振興に繋がる幅広い年代を対象とした活動が期待できる。
- 将来的にスポーツクラブ化を視野に入れた教室を計画することで、地域のスポーツ関係団体との連携が深まる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- 社会教育講座のスポーツ教室に位置付ける等、地域が一体となって取り組める計画をすることで、地域のコミュニティも生まれやすい。
- 中学生以外の参加も可能である。
- 生徒のニーズに対応できる等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

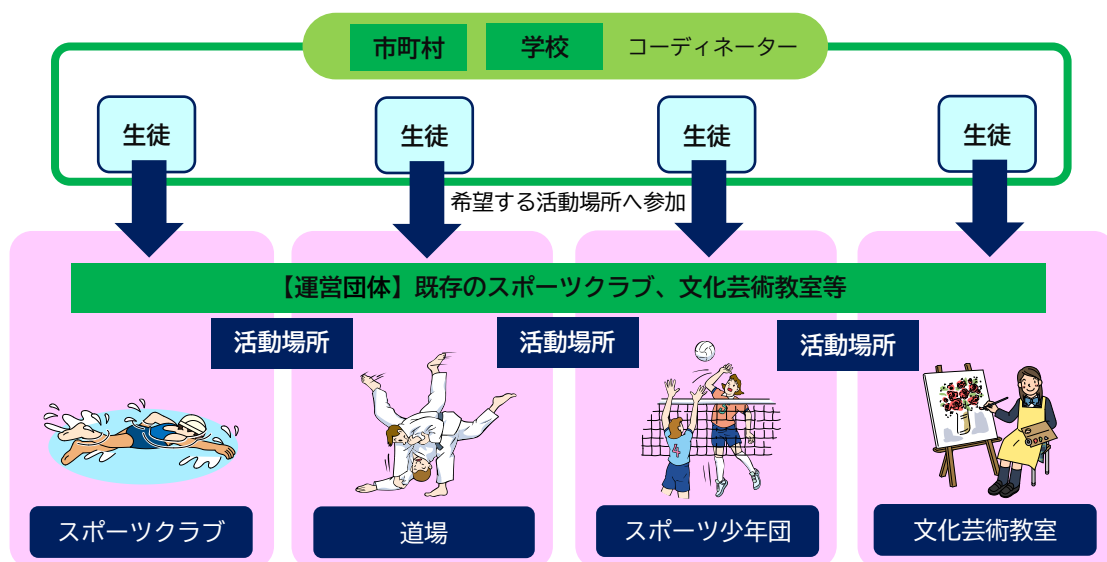
- 地域の指導者の高齢化やその競技種目に携わる若い指導者の開拓が難しい。

事例4 単一スポーツクラブ・文化芸術教室型

既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団を活用

- 各地域に既存のスポーツクラブや文化芸術教室、道場、スポーツ少年団がある場合、該当する学校部活動のみを選択し、段階的に移行することができる。
- スイミング、スケート、ダンス、音楽教室、スポーツクラブ等へ通っている生徒も多い。
- 柔道や剣道等の道場が設置されている場合、各競技団体等と連携して休日の部活動を依頼することで、移行できる可能性も高い。

体制イメージ



<期待される効果>

- 既存の単一クラブに移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校部活動と同じ実施体制で取り組み、保護者の理解・協力を得やすい。
- 学校も安心して任せることができ、顧問との連携もスムーズにできる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

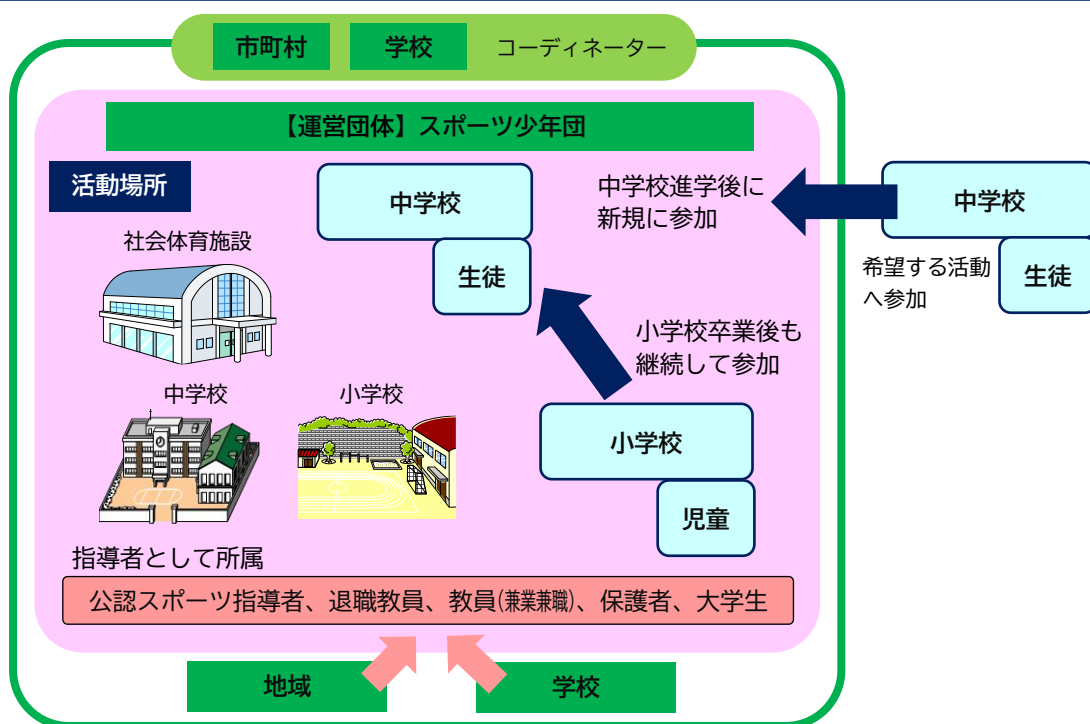
- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- 単一クラブごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 専門的な指導者の場合、謝金が高額になる。
- 加入者が少なくなると、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。
- 全ての部活動の移行ができない。

事例5 スポーツ少年団連携型

スポーツ少年団が運営団体として、地域や小学校・中学校等と連携

- 事務局となるスポーツ少年団がある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- スポーツ少年団は、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、スポーツ少年団に指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- 小学校卒業後、中学生になっても継続して活動ができる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、スポーツ少年団に所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 小学生から地域主体の活動を続けている子どもは、中学生になっても継続して活動がしやすい。
- 既存のスポーツ少年団に移行するため、運営体制が確立している。
- 生徒のニーズに応じて活動ができ、地域スポーツクラブ活動で大会参加もできる。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 小学校・中学校の継続した指導体制が確立できる。

<想定される課題>

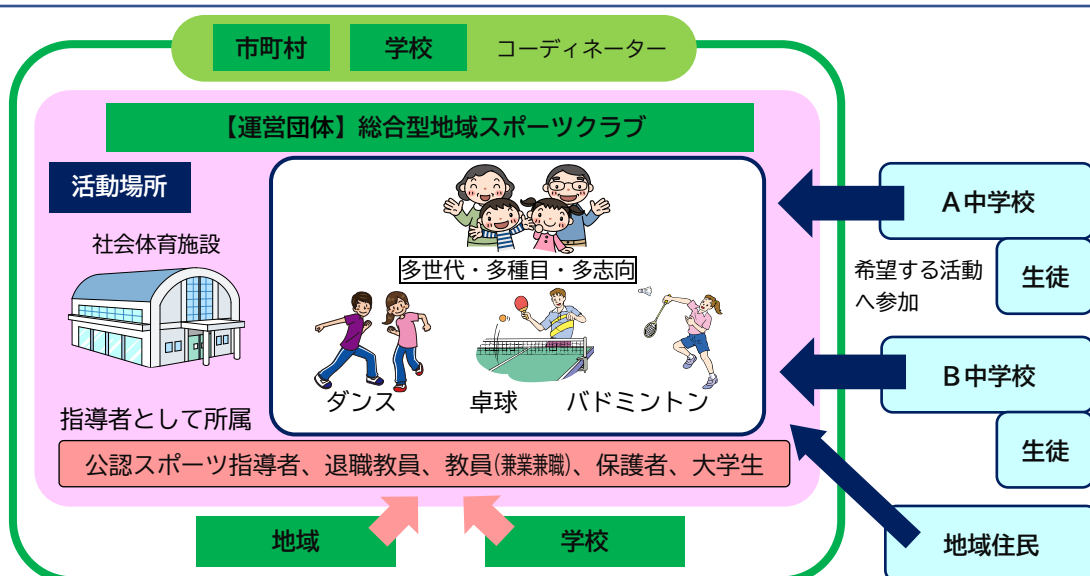
- 事務局が多数になるため、学校との連携が困難である。
- スポーツ少年団ごとに、運営体制や指導体制が異なるため、オーバートレーニング等に注意が必要である。
- 中学生になるまでどこにも所属せず、スポーツ活動に参加していなかった生徒は、これまでの学校部活動での受け皿がなく、新たにスポーツを始めることのハードルが高い。

事例6 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅰ

総合型地域スポーツクラブが運営団体として、地域や中学校等と連携

- 事務局となる総合型地域スポーツクラブがある場合、これも理想的な仕組みの一つである。
- 総合型地域スポーツクラブは、事務局として出納管理や学校との連絡調整及び生徒、指導者の保険加入等運営事務を行う。地域の人材や単一のスポーツクラブ指導者等が、総合型地域スポーツクラブに指導者として所属し、地域スポーツクラブ活動を指導するシステムである。
- これは、総合型地域スポーツクラブだけではなく、民間のスポーツクラブ等もこのパターンと同様になる。
- 公認スポーツ指導者や退職教員、兼業兼職の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ指導者が、総合型地域スポーツクラブに所属して指導を行う。

体制イメージ



<期待される効果>

- 運営体制が整っているため、安心して活動を任せられる。
- 学校部活動と同じ活動体制で取り組めるため、生徒・保護者の理解・協力を得やすい。
- 指導者から専門的な指導を受けられ、技能や意欲が向上する。
- 学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。
- 加入者が多くなれば、一人当たりの会費も低額になる。
- 大人や高齢者になってもスポーツに親しむ姿を身近に感じることで、生涯にわたってスポーツに親しむ姿勢を育むことができる。
- 中学校を卒業後も選手や指導者として地域でスポーツに親しめる機会を確保できる。

<想定される課題>

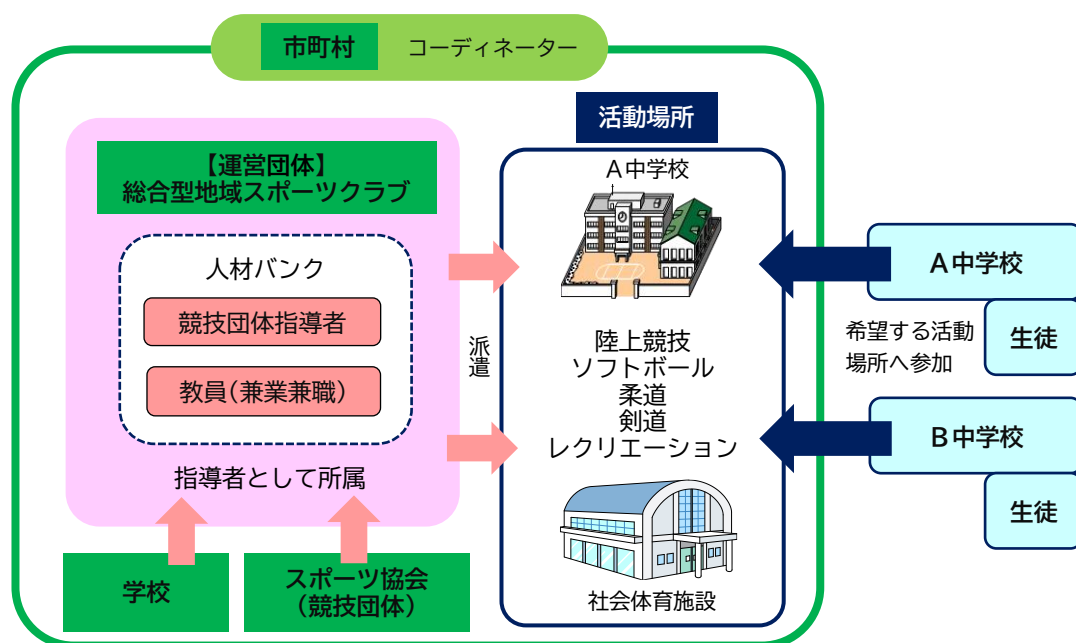
- 事務局の負担が大きい。(安全管理、指導者・学校との連絡調整、会計管理等)
- 専門的な指導者の場合、謝金額が高額になる場合もある。
- 加入者が少ないと、一人当たりの会費が高額になり、家庭の負担が増える。

事例7 総合型地域スポーツクラブ連携型Ⅱ

総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して指導者を派遣

- 市町村がコーディネーターとなり、総合型地域スポーツクラブとスポーツ協会と学校を繋ぎ、運営体制の連絡調整を行う。
- 総合型地域スポーツクラブが運営団体となり、人材バンクを設置して、休日の地域スポーツクラブ活動へ指導者を派遣する。
- 人材バンクへの指導者登録は、スポーツ協会を通じて競技団体へ指導者選定の協力を依頼する。
- 人材バンクへは、兼業兼職を希望する教員も登録する。
- スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校校長会、中体連専門部、首長部局、教育委員会による合同会議の設置によって、関係者間の情報共有や課題対応を円滑に進めることができる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 当該種目の競技団体と連携することによりスムーズな指導者確保ができる。
- 専門性の高い指導が実施できる。
- 他校種からの参加や初心者参加等幅広い年代への取組は、競技人口の増加にもつながる。
- 学校とも連携しやすく、生徒・保護者からの理解や地域の協力も得やすい。
- レクリエーション、基礎体力向上等体を動かすことの楽しさを知る活動も設ける等、学校ではできなかった活動ができる。

<想定される課題>

- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。
- 新しい種目の設置に向けて、担い手となる団体や総合型地域スポーツクラブへ新種目の設置等の連携が必要になる。
- 種目が増える等充実すると、必要となる指導者数も増えること、関係団体や地域内の他校種とも連携し、指導者の発掘も必要である。

事例8 開放型地域クラブ連携型

府立学校を活用した開放型地域クラブが運営団体として、中学校と連携

- 府立学校が有する優れたスポーツ資源（施設、指導者等）を活用した総合型地域スポーツクラブの「開放型地域クラブ」へ参加する。
- 開放型地域クラブが運営団体となり、管理運営を行う。
- 中学生にとって、高校運動部員による指導や助言は、憧れの存在として夢や希望にも繋がる。
- 開放型地域クラブ以外にも、府立学校施設を活用したスポーツ教室が開設されており、継続的にスポーツに親しむ機会の拡充が見られる。

体制イメージ

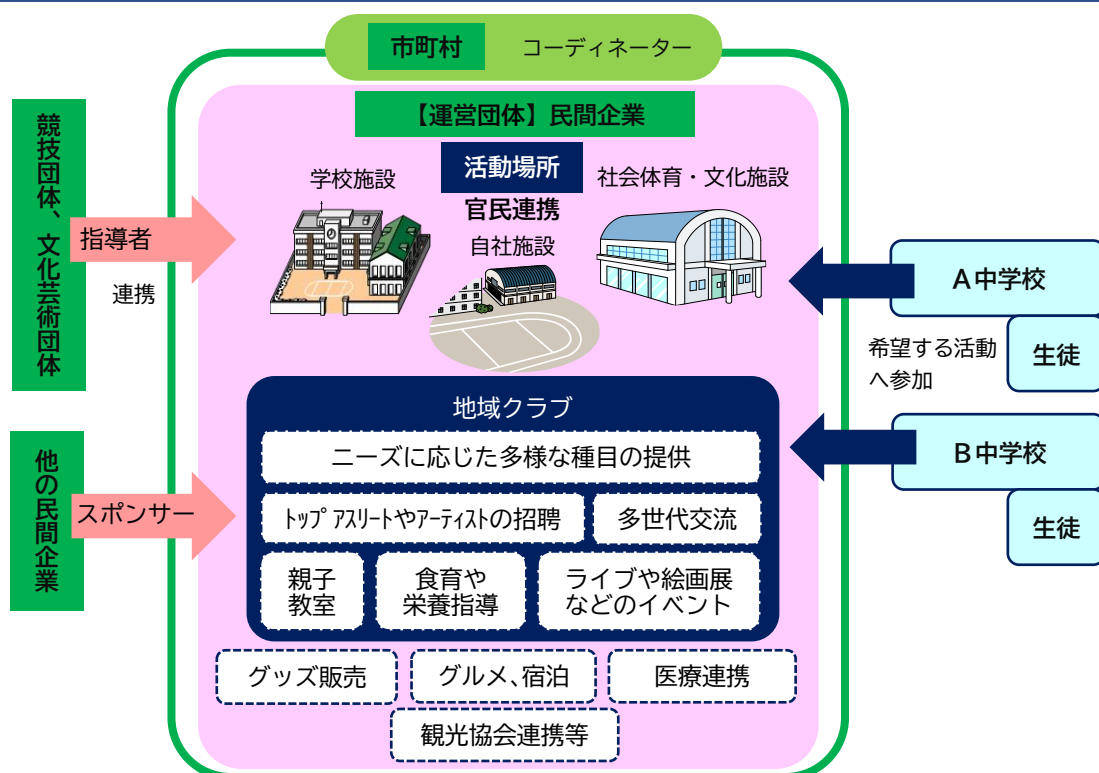


事例9 民間企業連携型

民間企業が地域クラブを設置し、市町村が中学校との連携をコーディネート

- 地域の民間企業が地域クラブを設置して運営団体となり、市町村はコーディネーターとして、地域や中学校への紹介等を行う。
- 地域の民間企業は、より自立した持続的なクラブ運営とするため、地域の他企業からのスポンサーや自社グッズの販売等を行うことが可能である。
- 中学生のみならず、地域のスポーツ振興を幅広く捉え、医療連携（スポーツ障害相談等）や地域の観光協会とも連携し、ご当地グルメマラソン、スポーツツーリズムなど地域の活性化に繋げることも可能である。
- 地域クラブへの引率の保護者を対象とした食育や栄養教室、親子での体験教室や保護者向け健康づくり教室などの開催も可能である。

体制イメージ



<期待される効果>

- 官民が協働して公共サービスを提供することで、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、限られた予算を効率よく使い業務を効率化したり、サービスを向上させたりすることができる。
- 学校部活動の種目以外の競技団体、文化芸術団体と連携し、生徒のニーズに応じた受け入れ種目を確保ができる。
- 地域の指導者、競技団体、文化芸術団体等と連携することで、専門性の高い指導が実施できる。
- 参画する各企業の強みをマッチングさせた活動ができる。
- 地域の学校施設や企業等が有する施設の利用や設備・用具の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

<想定される課題>

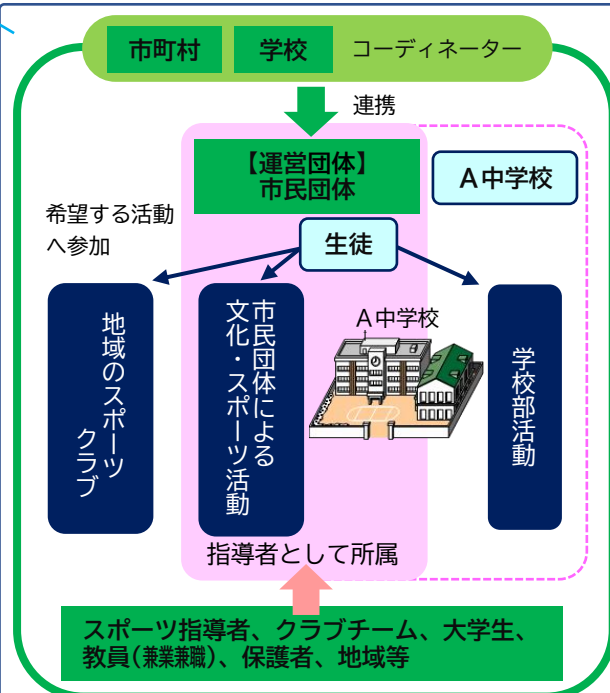
- 継続した持続可能な運営団体の構築が必要である。

事例10 学校設立型 I

学校がPTAや後援会と連携し、市民団体を設立

- 地域に総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等がない場合、学校がPTAや後援会と連携して市民団体を設立することが考えられる。
- 保護者、地域から設立に理解を得られた場合、スムーズに設立することができる。
- 市民団体が運営するためには、事務局を担う人材を確保する必要がある。また、指導者の確保を市民団体が担わなければならない。
- 学校の意見が反映しやすく、連携がスムーズであり、生徒にとってはこのパターンが学校部活動と変わりなく活動できる。

体制イメージ



★茨城県つくば市スタイル★

- ★ つくば市立谷田部東中学校等がPTAや学校評議員などの地域人材と連携して市民団体を設立
 - ・ 理事長に元PTA会長、理事にPTA役員や地域の協力員が就任
 - ・ 事務局は総合型地域スポーツクラブで会費管理や指導者の日程調整等を担う
 - ・ 生徒は、「学校部活動」「市民団体主導の地域文化・スポーツクラブ活動」「地域のスポーツクラブ」より選択
 - ・ 教員は、兼業兼職により「市民団体主導の地域文化・スポーツクラブ活動」「地域のスポーツクラブ」で指導
 - ・ 11種目（運動部10、文化部1、トレーナー指導1）で年間30回程度の実施

月	火	水	木	金	土	日
市民団体クラブ	学校部活動	学校部活動	市民団体クラブ	学校部活動	どちらか1日 市民団体クラブ ※種目ごとに週1回実施	

<期待される効果>

- 全部活動移行が可能である。
- 生徒、保護者及び地域の理解が得やすい。地域のコミュニティが活性化する。
- 生徒は、学校部活動と代わりなく進められ、大会参加も同様の形を得やすい。
- 学校と連携しているため、平日の実施も可能になる。
- 指導者の謝金が高額にならない。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目のクラブに入会することもできる

<想定される課題>

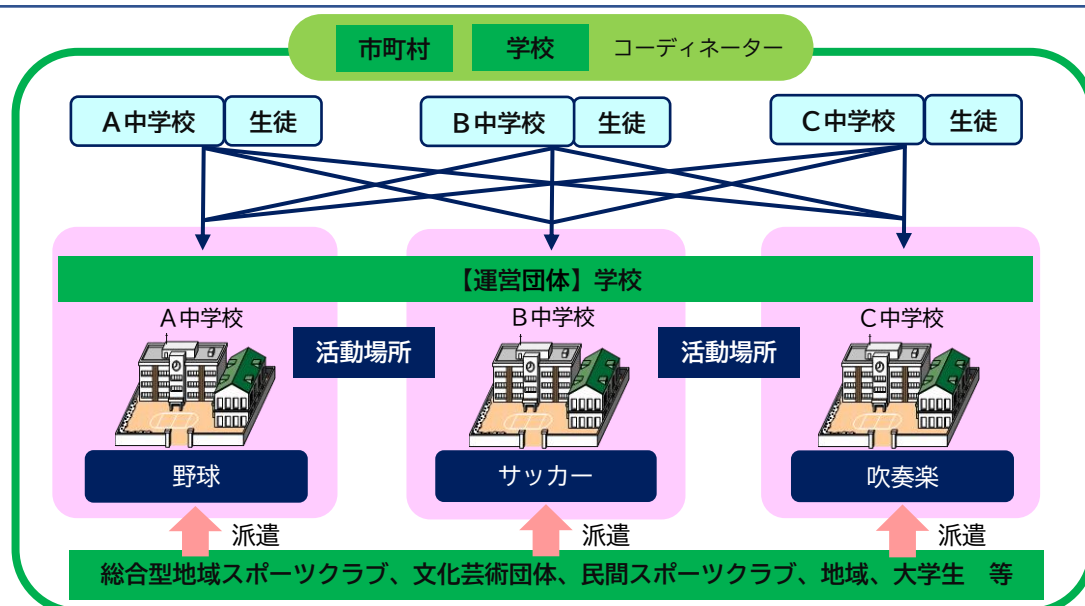
- 運営するまでには、生徒、保護者及び地域に理解を得て設立するため、管理職及び担当職員の負担が大きい。
- PTAの役員を市民団体の役員にした場合、年度ごとに更新しなければならない。
- 事務局を担う人材、指導者の確保が難しい。教員の兼業兼職が多くなる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 日程調整など、コーディネーター的職員の負担が発生する。

事例11 学校設立型Ⅱ

種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣

- 学校部活動の拠点校方式による合同部活動スタイルと似た形式である。
- 種目や種類ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣するスタイルである。1つの学校で設立することが難しい場合、地域が一体となって取り組める形である。
- その場合、一つの総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間のスポーツクラブ等に事務局を依頼するか、種目・種類ごとに事務局が違う単一スポーツクラブ・文化芸術教室に依頼することもできる。
- 地域で拠点となる学校、種目・種類が決まれば、生徒に地域クラブ活動を勧めることができる。
- 生徒も専門の指導を受けられるとともに、部員不足を解消できる。

体制イメージ



<期待される効果>

- 部員不足を解消できる。
- 生徒間の交流が生まれ、区域外通学や部活動による転校を防げる。
- 設立までは、当該校の校長同士の連携は必要になるが、運営が始まれば、地域のクラブチームに参加していることと同様の活動になる。
- 学校の負担が少なく、教員の負担軽減にもつながる。
- 加入がしやすく、学校ではできなかった活動ができる。生徒のニーズに対応できる。学校部活動とは違う種目ができる。

<想定される課題>

- 全部活動を移行することが難しい。
- 事務局を統一することが難しく、それぞれ競技ごとの運営になると考えられる。
- 拠点校が遠い場合は、保護者の送迎が必要になる。
- 受益者負担のため、加入者が少ない場合は、運営が厳しくなる。
- 運営団体が用具類の準備をしなければならない。
- 学校間の連携が必要になる。

<事例12～14> 地域移行の実現に時間を要する場合、従来の学校での部活動を継続しながら、可能な限り早期の実現を目指して着実に取組を進める。

事例12 並行型Ⅰ（学校部活動の連続した休養日スタイル）

土・日曜日の連続した休養日を設定し、教員の休日のライフスタイルを改善する。

- 土・日曜日の連続した休養日を設定することで、生徒の心身の健康保持と教員の負担軽減に繋がる。

事例13 並行型Ⅱ（部活動指導員の活用スタイル）

部活動指導員が顧問となり、休日の指導や大会引率を担える体制を構築する。

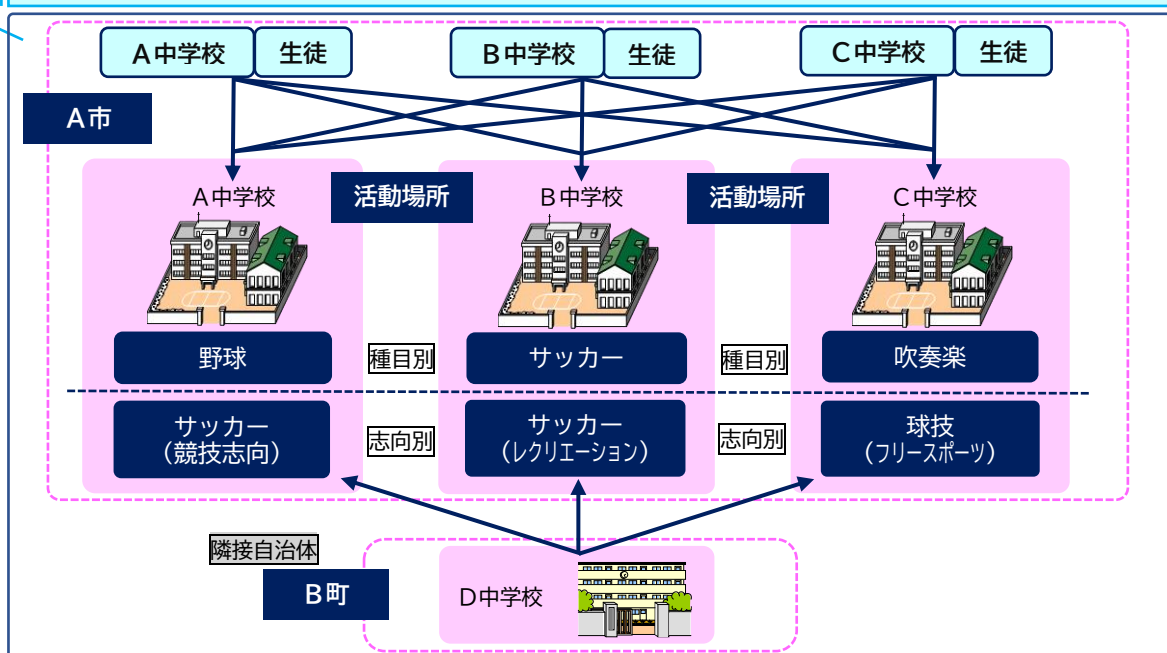
- 部活動指導員は単独指導や単独引率が可能なため、生徒の活動の保障と教員の負担軽減に繋がる。

事例14 並行型Ⅲ（拠点校方式による合同部活動スタイル）

単独校では活動が成立しない種目等を、一つの学校が拠点となって合同で活動したり、隣接する自治体の学校が広域的に受け入れて合同で活動する。

- 在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない、部員数が少なく単独では十分な活動が行えない場合に、一つの学校や隣接する自治体の学校が受け入れる。
- 専門的な指導ができる教員の元で、適切な指導が受けられる。
- 複数校の教員が順番に指導に当たる等のルールを決めることで、負担軽減に繋がる。
- 受け入れる内容は「種目別」「志向別」等、生徒のニーズに応じて設定する。

体制イメージ



第2章 地域クラブ活動の制度設計の手順

1 検討プロセス

学校部活動は段階的に地域展開等を進めていくのが適切である。そのため、ここでは、段階的な地域展開等を検討する上での参考となる考え方を示す。

なお、プロセスは、地域展開等の効果が高いと考えられる代表的な活動を想定して例示したものであり、あらゆる活動の可能性に対応したものではない。地域展開等を検討する際には、各地域の資源や学校の状況に応じて、複数のモデルを組み合わせた取組が最適な場合もある。プロセスはあくまでも一例のため、各項目については、各地域の状況に応じて柔軟に検討を進めることが必要である。

(1) 協議会の設立

ア 協議会の設立

- ・ 各市町村や地域において、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体（体育・スポーツ協会、文化振興財団・文化協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等）、学校（大学、高等学校、中学校、小学校、特別支援学校等）、保護者等の関係者からなる協議会などを設置し、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築の在り方やスポーツ・文化芸術団体への支援等の整備充実方策、運営団体の立ち上げ、教員等の兼業兼職の仕組み等についての具体的な検討を開始する。
- ・ 協議会には、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備することを踏まえ、多角的な視点で検討が深まるよう、様々な分野の関係者からの参画が望まれる。多くの関係者とのネットワークを構築することが大切である。
- ・ 協議会における検討状況等については、随時ホームページで公開する等、地域へ広く周知することが大切である。

イ 協議会の定期的・恒常的な体制

- ・ 協議会は、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携できる体制を整備しておく。その際、地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、双方の間で活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行うため、兼業兼職により指導に携わる教員がいる場合には、その知見も活用することが望まれる。

(2) 認定に向けた準備

ア 「認定地域クラブ活動」制度

- ・ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」により、市町村等で「認定地域クラブ活動」の認定制度を整備する。
- ・ 市町村等で平日・休日の部活動地域展開方針を示した推進計画等を策定し、別冊資料①の「2. 認定要件」、「3. 認定手続」等に応じた認定制度を検討し制度を構築することが必要である。
- ・ 別冊資料①別紙1『地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項』も併せて確認することが大切である。

イ 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

- ・ 指導者登録制度の目的に応じ、市町村において「研修」・「登録要件」・「登録手続き」、「有効期間」、「不正行為への対応」などを整備する。(別冊資料①別紙2)
- ・ 「研修制度」については、京都府や関係団体等からの情報等について把握する。

※ 文部科学省は、令和7年12月に国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定と同時に、「地域クラブ活動に関する認定制度」が円滑に進むよう、別冊資料①を示した。

(3) 運営団体の決定又は立ち上げ

ア 運営団体の主な業務

- ・ 地域クラブ活動の運営団体は、主に以下の業務を行うことを想定しているが、移行期間においては、必要に応じ市町村がサポートをし、軌道に乗せていくことも大切である。

運営団体の主な業務

①運営方針、運営方法等の決定

→協議会との連携や検討会議の開催

(地域展開等が進んだ際は、運営団体が開催することを想定)

②活動の周知に係る広報活動

③参加者の募集、受付

④活動のマネジメント

→活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バスの運行、大会等の参加手続き、事故・トラブル発生時の対応 等

⑤指導者のマネジメント

→指導者の確保、保険加入、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上研修会の実施 等

⑥参加者のマネジメント

→出欠確認、参加費の徴収、安全管理 等

⑦参加者及び保護者満足度を高める工夫

→アンケートの実施、PDCAサイクルによる運営改善 等

イ 適切な運営体制

- ・ 運営団体は公益性があり、ガバナンスが確立されている組織が求められ、様々な責任問題に対応できることが必要である。また、学校に代わり中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体である必要がある。
- ・ 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うことが求められる。
- ・ 運営団体となることが想定される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては必要に応じ市町村がサポートを行うことも大切である。

(4) 運営方針の決定

ア ニーズの把握

- ・ 児童生徒と保護者のニーズや、学校や地域の意向を把握する必要がある。その際、学校部活動に入っていない生徒も含めた生徒・保護者及び今後中学校に入学する児童・保護者のニーズや教員の意向をアンケート等で把握し、それを踏まえることが大切である。
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、支援が必要な児童生徒と保護者のニーズの把握も大切である。
- ・ 地域のスポーツ・文化関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場から意見を集約することも効果的である。

イ 運営に係る検討会議等の実施

- ・ 把握したニーズや意向を基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けた検討会議等を開催する。
- ・ 検討会議等には、必要に応じて有識者の参加を求める等、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。また、地域クラブ活動は地域展開等の一側面であることを踏まえ、既存のクラブチームの関係者等の参加を求める等、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われるようにする。
- ・ 地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠であり、PTA等と連携した協議も大切である。
- ・ 休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行うことが必要である。
- ・ 必要に応じて競技種目別の分科会を設ける等、効率的な会議運営体制を構築することも効果的である。

ウ ビジョンの作成

- ・ 地域における、地域展開等後の新たなスポーツ・文化芸術環境を考える際には、現在の学校外のスポーツ・文化芸術環境（クラブチーム、道場、民間クラブ、個人教室等）の全体像を把握し、それらと共存して活動する地域クラブ活動の在り方について検討する必要がある。
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術活動を通じて中学生をどのような人材に育成していくのかという最終目標のために、いつまでにどのような方策（プロセス）をとるのかについて協議し、地域展開等後の新たなスポーツ・文化芸術環境についての明確なビジョンをグランドデザインとして共有することが大切である。
- ・ 地域クラブ活動は、現行の学校部活動とのつながりを意識しながら、市町村が運営方針等の作成に関わるため、その活動については、学校部活動の在り方に準じた方針等を作成することが望ましい。

エ 活動の名称と目的の設定

- ・ 学校部活動は、学習指導要領で「学校の教育活動の一環」と示された活動であるが、地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」となる。そのため、地域の活動の名称に「部活動」を残すことは、生徒や保護者が間違った認識をもつ可能性にも繋がることから、活動の名称を工夫することが望ましい。
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術環境のグランドデザインを基に、地域クラブ活動の目的を示すことも大切である。

オ 活動する種目等の決定

- ・ 地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、活動する種目等を決定する。
- ・ 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動も考えられる。
- ・ スケートボードやストリートダンス等のアーバンスポーツ、メディア芸術、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動ができるユニバーサルスポーツやアート活動、中学校の学校部活動に設置が少ないスポーツや文化芸術等、これまで学校部活動では経験できなかったことを体験させることもできる。
- ・ 総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画することもできる。
- ・ ニーズはあるが、地域に十分な資源がない場合には、近隣市町村と連携する等、広域での活動機会の提供を検討する。

カ 活動回数、活動時間等の決定

- ・ 地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、作成した方針等に沿った活動回数と時間を決定する。
- ・ 回数は、最初は単発的に、2か月に1回程度からはじめる等、段階的に回数を増やしていくことも検討する。
- ・ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、公表する。

キ 費用負担の検討、財源の確保

- ・ 運営費用としては、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代（ボール等の共用用具等）、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用等が想定される。
- ・ 生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが必要である。その際、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。
- ・ 地域クラブ活動に係る公共のスポーツ・文化施設等の施設使用料を減免・免除など低廉な額としたり、送迎面の配慮として市町村が所有するバスの活用等についても検討を進めることが必要である。
- ・ 財源の確保には、クラウドファンディングの活用等も考えられる。
- ・ 地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」であるため、運営費用は受益者負担が原則となるが、これまでの学校部活動は、学校の教育活動の一環として無償で行われていたイメージがあることから、受益者負担の考え方については、保護者に十分な説明を行い、理解を得る必要があり、適正な受益者負担額について、十分に検討、検証する必要がある。また、負担に応じたサービスの提供を求められるとともに、運営に際しては、生徒満足度、保護者満足度を高める工夫も求められることから、PDCAサイクルに基づく継続的な運営方法等の改善が求められる。
- ・ 受益者負担が発生することで生徒がスポーツ・文化芸術活動に参加できなくなることを防ぐため、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の公的な支援等について検討する必要がある。

ク 補償制度の対応

- ・ 学校部活動で生じた学校管理下での怪我等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により補償されてきたが、地域クラブ活動は、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入することが適切である。
- ・ 自分の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合も想定し、指導者及び生徒の個人賠償責任保険も必要となる。

ケ 活動の開始時期の決定

- ・ 休日の部活動の段階的な地域展開等の「段階的」とは、準備ができた地域や種目から順次という意味であり、回数についても段階的に増やしていくことが可能である。
- ・ 実践することではじめて、その後のPDCAサイクルでの運営改善が可能となるため、試行を積み重ねながらバージョンアップしていく視点も大切である。

コ 実施要項の作成

- ・ 上記ア～ケを踏まえて、実施要項を作成する。

(5) 指導者の確保

ア 指導者確保の方策例

- ・ 地域クラブ活動の指導は、地域の指導者と兼業兼職の手続きを経た指導を希望する教員が担うことも想定される。一方で、多くの地域において、現段階で十分な指導者を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、以下のような方策等を検討することが大切である。

指導者の確保の方策例

①地域のスポーツ・文化芸術人材の把握

市町村のスポーツ・文化芸術団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、個人で活動している指導者等をリストアップする。

②指導を希望する教員の把握

教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動での指導を希望する教員をリストアップする。

③指導人材登録制度の活用

①②で把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保する。

④企業・大学との連携

地域に企業チームがある場合は、連携した指導者確保を行う。大学については、地域の活動で指導することが、特に教員を志望する学生にとって高いメリットがあることから、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集を行う。

⑤民間事業者との連携

フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者と連携を図る。

⑥求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を行う。

⑦広域での活動の実施

近隣市町村と連携し、単一の市町村で成立しない競技種目の活動を広域で行うことを検討する。

イ 指導者の資質・能力

- ・ 地域クラブ活動の指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体が定める運営方針等に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須である。そのため、指導者の任用に当たって、一定の指導者資格（教員免許、J S P O公認指導者資格、競技団体が定める公認指導者資格、市町村が独自に定める指導者ライセンス等）を条件とする等の検討も大切である。
- ・ 地域クラブ活動を持続可能とするためには、参加者が将来、地域の指導者として子どもたちを指導したいという気持ちになるような、好循環な体制が構築されるような長期的な視点をもった活動を行うことも必要である。

(6) 関係団体、学校への説明・周知

ア 関係団体、学校への説明・周知

- ・ 地域クラブ活動の制度設計には、関係団体等との連携が不可欠である。各市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要がある。
- ・ 各学校では、準備の進捗状況等について、随時、適切に教員一人一人まで届くよう、情報を発信することが大切である。
- ・ 地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場の方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することが効果的である。
- ・ 児童生徒への情報提供については、地域の活動には様々な選択肢があることを示す等、適切な時期に積極的に周知することも大切である。

イ 相談機関の設置や情報の一元化に向けた体制整備

- ・ 学校と各関係団体の連携をスムーズにするために、各学校等から相談があった場合の相談窓口や調整機関の設置を検討する。
- ・ 各学校の外部人材における情報や、各市町村等の地域クラブ活動等の情報を一元化できる体制を整備する。

(7) 保護者、地域への説明・周知

学校部活動が段階的に地域展開等をしていくことについては、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があること、また受益者負担の活動になることへの理解を得る必要があることから、保護者、地域に向けて必要な情報を、適切に発信していく必要がある。

そのため、各市町村において、準備の進捗状況等について、現行の学校部活動の保護者向け説明会等の実施、P T A等への説明や広報誌への情報掲載、研修会等での意見交換を進めていくことも大切である。

(8) 生徒への募集案内

運営団体は、運営方針等の決定で作成した実施要項等により、募集案内を出す。

なお、生徒は地域展開等後に、どの活動に参加するか、参加しないかを自由に選択できるようにすることが望ましく、また、平日は学校部活動に参加していない生徒や文化部に所属している生徒が地域スポーツクラブ活動に、運動部に所属している生徒が地域文化クラブ活動に参加することも妨げないような募集を行うことが大切である。

(9) 指導を希望する教員への対応

ア 兼業兼職の取扱いについて

- ・ 文部科学省は、令和3年2月17日付け2初初企第39号で、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」を通知した。また、スポーツ庁・文化庁より令和5年1月30日付け「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」が示された。
- ・ 文部科学省は、令和7年12月に国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定と同時に、兼職兼業手続きが円滑に進むよう、兼職兼業に関する様式(ひな型)を示した。

【地域部活動と兼職兼業の関係について(文部科学省通知より抜粋)】

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能である。

【法令根拠】教育公務員特例法第17条(文部科学省通知より抜粋)

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(県費負担教職員については市町村の教育委員会)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

【兼職兼業の許可の判断を行う際に留意すべき事項(文部科学省通知より抜粋)】

形式的に運営団体である地域団体が学校とは別に存在したとしても、その活動に係る教師の業務が実質的に引き続き校長等の指揮管理下にあると判断されるような場合は、当該活動は学校部活動と一体的な活動として学校の業務の一部であるとみなされ、兼職兼業の対象ではなく、学校の本来業務の一部と整理されるべきである。

【兼職兼業を希望しない教師について(文部科学省通知より抜粋)】

教師が、地域部活動として地域団体の業務に従事することを希望しないにもかかわらず

らず、当該教師にその業務に従事させることは決してあってはならない（中略）例えば、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させるようなことは、本人が希望しているとはみなされないことから（中略）本人の意思等をよく確認することが望ましい。

イ 兼業兼職に係る服務管理の役割分担

- ・ 各市町村は、文部科学省の通知に沿って、指導を希望する教員が兼業兼職により、活動の主体である地域団体の業務に従事できるような仕組みを整理することになる。その際、運営団体と学校の役割を分担し、運営団体と当該教員から必要な情報が収集できるような仕組みを構築しておくことが望ましい。
- ・ 指導を希望する教員が兼業兼職の許可を得て指導する活動は、勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにすることも大切である。

そのため、市町村は、必要に応じて他地域の運営団体と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理することが望まれる。

(10) 指導者の資質向上に係る研修の実施

地域の活動においては、これまでの学校部活動でも一定程度発生していたと考えられる「優秀な選手の引き抜き」「有力高校等からの生徒への直接の勧誘」「地域指導者に対する利益供与（例：所属選手の進路に関するもの）の申し出」「地域指導者に対する過剰な要求（例：保護者からの活動方針についての要求）」等の問題が、より顕在化することが懸念される。

これらの問題への対応能力を含め、地域クラブ活動の指導者は中学生に指導を行うために、競技力を向上させる以外にも、必要な指導スキルや倫理観等を備えている必要があることから、運営団体は、指導者の資質向上に係る研修を計画的に実施することが大切である。

(11) 大会等の参加資格の確認

（公財）日本中学校体育連盟においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加の承認を決定しており、参加資格の特例を定めている。

なお、この特例は、今後も検討を続けていくこととしている。最新の情報は、（公財）日本中学校体育連盟のホームページより参照できる。

<https://nippon-chutairen.or.jp/>



京都府中学校体育連盟では、(公財)日本中学校体育連盟の参加資格の特例を踏まえ、令和8年1月22日付け8京中体連第5号により「令和8年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の参加資格の特例について」を加盟中学校宛てに通知し、競技団体はスポーツ協会を通じて通知し、参加資格の特例を次のように定めている。

「令和8年度京都府中学校総合体育大会における地域クラブ活動の参加資格の特例について」(令和8年1月)

「京都府中学校総合体育大会開催基準 参加資格の特例」に以下を追加し、参加資格とする。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。

(2) 京都府中学校総合体育大会(以下「京都府総体」という。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 京都府総体の参加を認める条件

ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること(京都府内の中学校に在籍している生徒であること)。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に(公財)日本スポーツ協会(加盟団体)公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。

エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月文部科学省発出)を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること(登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による)。

※ 京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。

カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入し、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加は認めない)。

オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者(登録時点で取得済み)が含まれること。

③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。(令和5年1月30日理事会にて承認)

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)②イ(引率細則は適用する。)削除。(令和5年5月2日一部改正)

※5 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年5月1日)

※6 (2)②オ 一部文章を追加(令和6年11月28日)

※7 (2)②イ 一部文章を追加(令和7年12月12日)

※8 (2)②オ 一部文章を追加(令和7年12月12日)

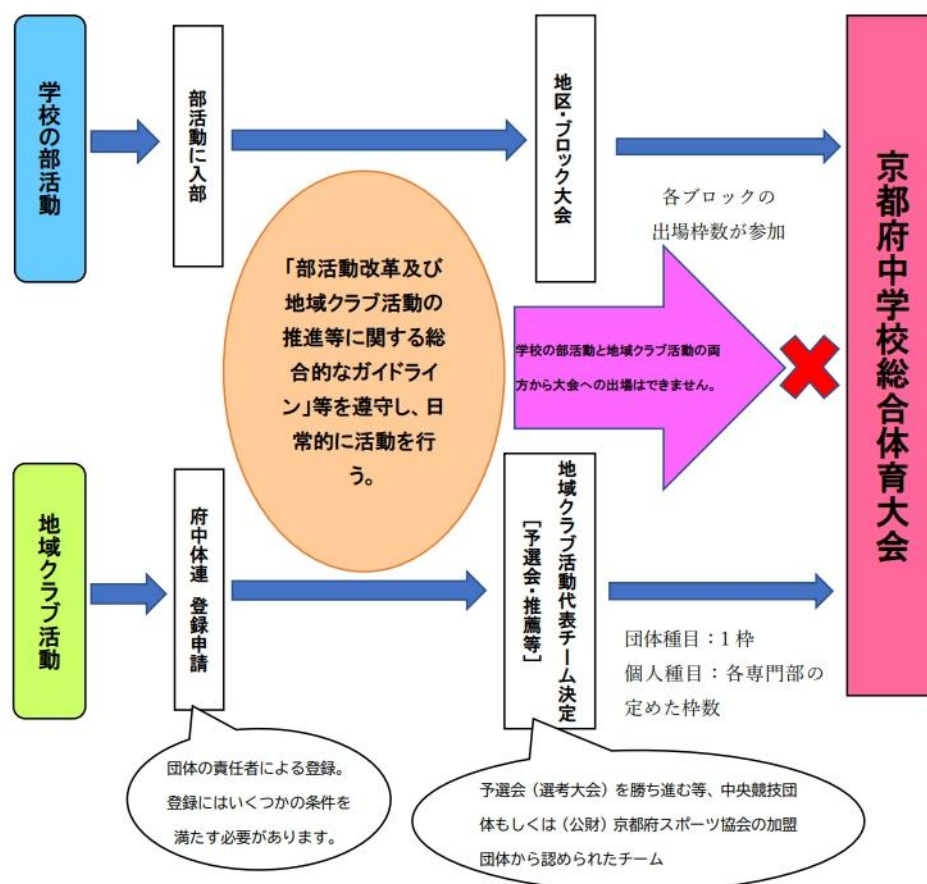
※9 (2)①エ ガイドラインの名称を変更(令和7年12月22日)

なお、京都府中学校体育連盟では、この特例を令和8年度京都府中学校総合体育大会の適用としており、今後、検討を続けていくこととしている。最新の情報は、京都府中学校体育連盟のホームページより参照できる。

http://www.kyoto-be.ne.jp/chutairen-kyoto/cms/php?page_id=0



【京都府中学校総合体育大会までの流れ】



※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和 8 年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における令和 8 年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和 9 年度については、現行の規定を変更することもあります。

(12) 学校施設の開放

学校施設については、廃校となった施設等も含め、地域住民のためのスポーツ・文化芸術活動の施設としての利用を促進するとともに、学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の管理は指定管理者制度や業務委託を活用することも考えられる。また、低廉な利用料等負担軽減や利用しやすい配慮を検討することも大切である。

なお、営利を目的とした利用が認められない規則や運用がある場合には、施設が利用可能となるよう規則改正や運用改善を検討することも考えられる。

令和 7 年 3 月に文部科学省から「公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について」発出されているので参考にすること。

https://www.mext.go.jp/content/20250326-mxt_chisui01-000041299_1.pdf



学校体育施設の有効活用に関する手引き
(令和2年3月 スポーツ庁策定・令和7年3月改訂)

手引きの背景・目的（要旨）

- ・ 全ての国民が、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。
- ・ スポーツの価値が高まるなか、その基盤である全国の公共スポーツ施設については、施設の老朽化等により安全な施設の提供が困難になり、施設数が減少することも想定される状況にある。
- ・ 一方で、地域の小中高等学校には、公共スポーツ施設の倍以上の学校体育施設があり、住民にとってもっとも身近なスポーツの場として潜在的に存在している。
- ・ 今後、持続可能な地域スポーツ環境を確保するためには、わが国のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を如何に活用していくかが重要である。
- ・ 本手引きは、これらの背景を踏まえ、地方公共団体の実務担当者向けに、学校体育施設を地域スポーツの場として有効活用していくにあたっての道標となることを目的として策定したものである。

地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について
(令和3年1月 文化庁策定)

はじめに（要旨）

- ・ 文化部活動の地域移行を検討するに当たり、地域に向けた体制構築や環境整備について、事例調査の上、検討を行った。
- ・ その結果、文化活動の活動場所を持続的に確保することが、非常に重要であるとの課題が挙げられた。
- ・ 各地域において、文化部活動に加えて文化活動が活発になることにより、その活動場所として今後、多くの団体が学校施設の利用を希望することが想定される。
- ・ 本事業では学校の負担軽減と、地域における文化活動での利用促進の観点から、学校施設開放の在り方を検討した。
- ・ その上で、学校施設の開放に当たり、留意すべき事項について議論し、学校施設開放の方針（例）を取りまとめた。
- ・ 学校施設開放が地域や学校の実態に応じて、多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待する。

2 検討チェックリスト

学校部活動の地域展開等を検討し、継続的に取組を実施していくためには、各地域に応じた地域展開等を進めつつも、共通して検討を要する課題が存在する。また、地域展開等の取組が進められている間の学校部活動には、これまでから検討を要していた課題の解消も求められる。ここでは、地域展開等に際し必要と考えられる検討項目についてチェックリストを示す。

なお、チェックリストは、地域展開等の効果が高いと考えられる代表的な活動を想定して例示したものであり、あらゆる活動の可能性に対応したものではない。地域展開等を検討する際には、各地域の資源や学校の状況に応じて、複数のモデルを組み合わせた取組が最適な場合もある。検討プロセスと同様にチェックリストの各項目についても、各地域の状況に応じて柔軟に検討を進めることが必要である。

チェックリスト

1 地域の現状把握、調査

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域が学校の現状等（学校の働き方改革、子どもの学校部活動の現状や忙しさ、地域と学校の連携の度合い、学校と社会教育の役割分担等）について理解できているかを把握しているか。
- ☐ 市町村は、地域が学校の現状等を理解するための機会を設けているか。
- ☐ 市町村は、活用できる地域の資源や地域人材のネットワークの状況等（施設、地域の教育機関、部活動指導員等の人材、学校と地域の連携方策の状況等）を把握しているか。

2 地域展開等を検討・企画・実施できる行政機関等の体制整備

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動の地域展開等に責任を持って検討する部署を整えているか。
- ☐ 市町村は、地域資源の整備に向けた施策を検討しているか。
- ☐ 市町村は、地域展開等の成果を保護者、地域等へ共有していくための機会を設けているか。

3 学校部活動の意義と学校部活動の地域展開等の関係性

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動の教育的意義が、地域展開等で変化するか否かの考え方を示しているか。
- ☐ 市町村は、学校部活動の目的・意義・役割等を再検討し、学校部活動の目的や活動形態等に応じた段階的な地域展開等の方針を示しているか。

【学校】

- ☐ 学校は、地域展開等された部活動に教員がどのように関与するかについて検討しているか。

4 学校と社会教育機関等の役割分担の検討

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域展開等について、地域クラブ活動の運営団体及び学校部活動の関係者(校長、教員、生徒、保護者等)の理解を向上させるための方策を検討しているか。
- ☐ 市町村は、学校の責任の範囲について検討しているか。
- ☐ 市町村は、学校と社会教育機関(教育委員会、社会教育施設等)等の役割分担を検討しているか。
- ☐ 市町村は、地域展開等の検討に当たり、教育委員会と連携しているか。

5 人材確保、育成の方策

【市町村】

- ☐ 市町村は、地域、学校、保護者等の関係者の調整や連携を担い、地域クラブ活動の実施を支援していくコーディネーター等の役割を担う人材を育成しているか。
- ☐ 市町村は、人材確保のために、外部機関等と連携しているか。

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、活動内容の指導技術だけでなく、学校での教育方針や学校部活動の意義(教育的配慮)、安全確保・危機管理等の知識・技術を一定程度備えた指導者・管理監督者を確保・育成しているか。
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、人材を1名に任せるのではなく、複数名の登用や複数校での人材の共有を検討しているか。

6 安全・責任体制の構築

【市町村】

- ☐ 市町村は、推進計画等に基づき、地域クラブ活動の「認定要件」を定めているか。
- ☐ 地域クラブ活動の認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で地域の実情に応じて設定しているか。

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、公益性があり、ガバナンスが確立されている組織であるか。
- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、施設など活動場所に応じた安全・管理の取組や方策を検討しているか。

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、指導者・管理監督者等のコンプライアンスや指導者の配置数に基づく適正な受け入れ人数など安全・責任体制を検討しているか。

7 教員及び生徒の学校部活動の負担軽減

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校の働き方改革の観点から行政、地域、保護者等が果たす役割を検討し、示しているか。
- ☐ 市町村は、生徒にとって望ましい学校部活動の在り方について検討し、考え方を示しているか。

8 安定性・継続性の確保

【市町村】

- ☐ 市町村は、学校部活動と比較して、地域クラブ活動にはどの程度の安定性、継続性があるかを把握しているか。
- ☐ 市町村は、取組を継続できるよう、活動場所、財源、指導者・管理監督者等を安定的に確保しているか。
- ☐ 市町村は、関係者にとって無理のない仕組みを構築しているか。
- ☐ 市町村は、地域クラブ活動の担い手に対する補助・助成事業の在り方等を見直すことにより、学校部活動の地域展開等を支援しているか。

9 活動経費の負担の在り方、確保の方策

【市町村】

- ☐ 市町村は、活動に必要な予算を見積り、それを確保する方法を検討しているか。
- ☐ 市町村は、単年度の補助・助成金だけでなく、継続的、定期的な収入の方策を検討しているか。
- ☐ 市町村は、保護者に対し、活動経費の負担への理解を求める機会を設けているか。

10 学校施設の開放の方針

【市町村】

- ☐ 市町村は、活動するための施設を継続的に確保できているか。
- ☐ 市町村は、活動するための施設の貸借方法を容易なものとしているか。

11 ICTの活用

【地域クラブ活動の運営団体】

- ☐ 地域クラブ活動の運営団体は、指導だけでなく活動支援や事業運営においても、ICTの活用を検討しているか。

チェックリストの背景にある手立て（例）

ここでは、チェックリストとして示した地域展開等に際し必要と考えられる検討項目について、それぞれの背景にある課題を整理し、手立ての例を示す。

1 地域の現状把握、調査

【市町村】

- 市町村は、児童生徒と保護者のニーズや、学校や地域の意向を把握する。その際、学校部活動に入っていない生徒も含めた生徒・保護者及び今後中学校に入学する児童・保護者のニーズや教員の意向も把握する。
- 市町村は、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を行うため、支援が必要な児童生徒と保護者のニーズも把握する。
- 市町村は、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会するミーティングを開催する等、様々な立場から意見を集約する。
- 市町村は、地域全体で子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備することを踏まえ、多角的な視点で検討が深まるよう、様々な分野の関係者から意見を聞く。
- 市町村は、多くの関係者とのネットワークを構築し、活用できる地域の資源や地域人材のネットワークの状況等（施設の分布・活動状況、地域の高校・大学等の現状、地域の団体の現状・活動状況、部活動指導員等の学校を支援できる人材の状況、コミュニティスクール等の学校と地域の連携方策の状況等）を把握する。
- 市町村は、地域が持つ資源（指導人材、活動場所等）と生徒等へのニーズ調査の結果等を総合的に勘案し、その整備に向けて検討する。

2 地域展開等を検討・企画・実施できる行政機関等の体制整備

【市町村】

- 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署等が連携し、学校部活動の地域展開等について、所掌上の位置付け等を協議する。
- 市町村は、運営団体となることが想定される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては必要に応じサポートを行う。
- 市町村は、把握したニーズや意向を基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けた検討会議等を開催する。
- 市町村は、検討会議等に、必要に応じて有識者の参加を求める等、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。
- 市町村は、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態もあること、また受益者負担の活動になることへの理解を得る必要もあ

ることから、保護者、地域に向けて必要な情報を適切に発信する。

- 市町村は、準備の進捗状況等について、PTA等への説明や広報誌による情報掲載、研修会等での意見交換を進めていく。

3 学校部活動の意義と学校部活動の地域展開等の関係性

【市町村】

- 市町村は、学校の教育課程との連携、学校部活動では十分にできていなかった効果の実現、地域への波及効果の実現について図られるよう検討する。
- 市町村は、学校部活動の目的・意義・役割等を再検討し、部活動改革の背景や改革の経過を踏まえて、現状に応じた段階的な地域展開等を検討する。
- 市町村は、指導を希望する教員が兼業兼職により、活動の主体である地域団体の業務に従事できるような仕組みを整理する。その際、運営団体と学校の役割を分担し、運営団体と当該教員から必要な情報が収集できる仕組みを構築する。
- 市町村は、指導を希望する教員が兼業兼職の許可を得て指導する活動が、勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにする。そのため、必要に応じて他地域の運営団体と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理する。

【学校】

- 学校は、準備の進捗状況等について、随時、適切に教員一人一人まで届くよう情報を発信する。
- 学校は、地域クラブ活動に教員が関与した場合には、そこでの成果を教育課程内での指導に反映する。
- 学校は、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ地域クラブ活動の指導者等の間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、地域クラブ活動は、「学校管理下外の地域の活動」となることを踏まえ、地域の活動の名称に「部活動」を残すことは、生徒や保護者が間違った認識をもつ可能性にも繋がることから、活動の名称を工夫する。

4 学校と社会教育機関等の役割分担の検討

【市町村】

- 市町村は、地域クラブ活動が地域展開等の一側面となるため、既存のクラブチーム関係者の参加を求める等、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議する。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠であることから、PTA等と連携して協議する。

- 市町村は、学校外のスポーツ・文化芸術環境（クラブチーム、道場、民間クラブ、個人教室等）の全体像を把握し、それらと共存して活動する地域クラブ活動の在り方について検討する。
- 市町村は、地域のスポーツ・文化芸術活動を通じて中学生をどのような人材に育成していくのかいう最終目標のために、いつまでにどのような方策（プロセス）をとるのかについて協議し、地域展開等後の新たなスポーツ・文化芸術環境についての明確なビジョンをグランドデザインとして地域と共有する。
- 市町村は、現在の学校部活動とのつながりを意識しながら、運営方針等の作成に関わり、学校部活動の在り方に準じた方針等を作成する。
- 地域展開等が進み、学校が運営団体でなくなる場合は、学校の責任の範囲について検討する。
- 市町村は、地域の関係者が、学校部活動の地域展開等への理解を深めることができるよう、積極的に普及啓発を行う。

【学校】

- 学校は、教育委員会や社会教育機関等が組織的に検討する際に、校長も積極的に議論へ参加する。
- 学校は、学校部活動において、地域人材の関与が大きくなる場合には、関与する地域人材との責任分担について事前に合意し、それぞれが協力して責任ある活動を実施する。

5 人材確保、育成の方策

【市町村】

- 市町村は、地域の人材（市町村の競技・文化芸術団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、個人で活動している指導者等）をリストアップする。
- 市町村は、教員へのアンケート調査等により、地域クラブ活動での指導を希望する教員をリストアップする。
- 市町村は、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保する。
- 市町村は、地域に企業チームがある場合は、連携した指導者確保を行うようにする。
- 市町村は、大学について、地域の活動で指導することが、特に教員を志望する学生にとって高いメリットがあるため、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集を行う。
- 市町村は、学生の部活動指導員への活用を進める場合、経験不足が課題であるため、学生を活用する場合は単独ではなく、教員との連携や複数人での指導等を行うようにする。
- 市町村は、フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者と連携を図る。
- 市町村は、マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を行う。

- 市町村は、近隣市町村と連携し、単一の市町村で成立しない競技種目の活動を広域で行う。
- 市町村は、活用する外部人材の質の向上を目的として、研修や資格制度を導入する。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、参加者が将来、地域の指導者として子どもたちを指導したいという気持ちになるような好循環な体制が構築されるよう長期的な視点をもった活動を行う。

6 安全・責任体制の構築

【市町村】

- 認定地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものである。
- 認定地域クラブ活動は、適切な活動時間や休養日が設定されている。
- 認定地域クラブ活動は、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されている。
- 認定地域クラブ活動は、適切な指導の実施体制が確保されている。
- 認定地域クラブ活動は、適切な安全確保の体制が確保されている。
- 認定地域クラブ活動は、適切な運営体制が確保されている。
- 認定地域クラブ活動は、学校等との連携が適切に行われている。
- 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、最長3年間である。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、公益性があり、J S P O「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」に準拠した運営を行うことのできる組織が求められる。
- 地域クラブ活動の運営団体は、指導者の暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する必要がある。
- 地域クラブ活動の運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 地域クラブ活動の運営団体の指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体が定める運営方針に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須である。
- 地域クラブ活動の運営団体は、学校に代わって中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担うことになるため、生徒が安心安全に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体である必要がある。

- 地域クラブ活動の運営団体は、指導者の任用に当たって、一定の指導者資格（教員免許、J S P O公認資格、競技団体が定める公認資格、市町村が独自に定める指導者ライセンス等）を条件とする。
- 地域クラブ活動の運営団体は、学校内だけで実施されてきた学校部活動とは異なり、地域クラブ活動は、多様な人材が関与する等、環境の変化が生じることから、新たな安全・責任体制を構築する等、状況に応じた体制構築が必要であるという認識を関係者で共有する。
- 地域クラブ活動の運営団体は、安全・責任面において、保護者や地域が求める水準、運営団体や学校が持てる水準を摺り合わせるなど、事前に十分な協議を行う。
- 地域クラブ活動の運営団体は、地域展開等の先進事例における安全・管理の取組や方策を参考にする。
- 地域クラブ活動の運営団体は、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入する。
- 地域クラブ活動の運営団体は、生徒の安全面への確保に併せ、指導者及び生徒が施設・設備を破損する、他の参加者に怪我を負わせるという場合も想定し、賠償責任保険へ全員が加入することが望ましい。

7 教員及び生徒の学校部活動の負担軽減

【市町村】【学校】

- 市町村及び学校は、方針等で示された休養日や活動日を踏まえつつ、生徒のバランスのとれた生活や成長、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎の形成、個々の生徒の多様なニーズを考慮して方針を示す。
- 市町村及び学校は、地域、保護者等が理解を深められるよう、部活動改革の啓発を行う。

【市町村】

- 市町村は、教員の負担軽減によって生じる新たな時間やコストの負担等を、行政、地域、関係団体、保護者等がどのように役割分担するのかを関係者間で合意するとともに、市町村はその合意を促す。
- 市町村は、方針等が確実に実施されているか、また、方針等が適切であったかを検証するために、休養日や活動日、生徒の状況の実態把握を行う。

【学校】

- 学校は、働き方改革の観点から、校内で方針等の趣旨を徹底する。

8 安定性・継続性の確保

【市町村】

- 市町村は、協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携できる体制を整備する。
- 市町村は、企業にCSR（社会的責任）的な支援を期待するだけでなく、地域のスポーツ・文化振興と企業の営利活動が同時に達成される地域政策の在り方も検討する。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、社会的な信頼や支援を得られやすい法人格を有している、又は、法人格獲得のための準備をすることが望ましい。
- 地域クラブ活動の運営団体は、負担に応じたサービスの提供を求められるとともに、運営に際しては、生徒満足度、保護者満足度を高めるための工夫も求められることから、PDCAサイクルに基づく継続的な運営方法等の改善が求められる。

9 活動経費の負担の在り方、確保の方策

【市町村】

- 市町村は、運営費用に、指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代（ボール等の共用用具等）、会場への移動に係る費用、運営団体の事務費用等を想定する。
- 市町村は、地域クラブ活動に係る公共のスポーツ・文化施設等の施設使用料を減免・免除など低廉な額を設定する。
- 市町村は、送迎面の配慮として市町村が所有するバスを活用する。
- 市町村は、財源の確保に、クラウドファンディングを活用する。
- 市町村は、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援、企業からの寄附等を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税を活用する。
- 市町村は、参加者による経費負担に対する理解を求めつつ、家庭の経済的格差によって、活動の経験の格差が不適切に拡大しないよう必要な経済的支援を検討する。

【市町村】【学校】

- 市町村及び学校は、学校部活動とは異なり、活動の内容に応じて、適切な対価を支払うことについて、保護者が認識できるよう普及啓発を行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが必要である。

10 学校施設の開放の方針

【市町村】

- 市町村は、学校施設開放の利用目的を市民のスポーツ活動に限定するのではなく、文化芸術活動も対象とするよう検討する。
- 市町村は、学校の負担を増大させないため、放課後や休日の時間帯の管理は指定管理者制度や業務委託を活用する。
- 市町村は、廃校となった施設等を有効活用し、維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など様々な効果につなげるよう検討する。また、低廉な利用料等の設定など負担軽減や利用しやすい配慮を行う。
- 市町村は、営利を目的とした利用が認められない規則や運用がある場合には、施設が利用可能となるよう規則改正や運用改善を検討する。
- 市町村は、学校施設開放事業の運営団体として、学校、行政、地域住民代表で構成される運営委員会を設置する。運営委員会は、既存の組織を柔軟に活用することもできる。

11 ICTの活用

【市町村】

- 市町村は、ハードウェアとソフトウェアの両面からのICT環境の整備を行う。

【地域クラブ活動の運営団体】

- 地域クラブ活動の運営団体は、指導だけではなく、学校と行政・団体・施設等の外部関連団体の情報共有、地域人材・団体を探すマッチング、地域展開等に関する情報共有など、多様な局面でICTを活用する。

第3章 地域展開等の取組が進められている間の学校部活動の在り方

学校部活動については、これまでも数次にわたる改革が行われたことで、現在改善が図られつつあるものの、活動内容や時間、指導体制、地域との連携・協働等については、依然として大きな課題を抱えている。このため、まずは、休日における学校部活動の地域展開等を段階的に進めつつも、現在行われている学校部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備が進んでいる場合は、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に注力し、引き続き、休日の学校部活動の地域への移行を進める必要がある。

一方で、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備に一定の時間を要することが見込まれる場合や、地域・学校・学校部活動の実情に応じ、学校部活動を維持する場合には、地域との連携・協働をより一層図り、少子化と子どもたちの多様なニーズに対応した活動を保障するよう学校部活動の整備・充実を進めることが必要である。

そのため、学校部活動の改善の方向性等について整理する。

1 誰もが参加しやすい活動

現在、学校部活動や地域クラブ活動等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境が身近にあれば参加したいと考えている生徒も少なくない。障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境が確保されることも大切である。

なお、令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意することが必要である。

(1) 多様なニーズ

運動・文化芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒等多様な背景やニーズを持つ生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。また、生徒の多様なニーズに応えるため、複数のスポーツ・文化芸術活動を経験できる活動や体力づくり、あるいは楽しみを目的とするレクリエーション的な活動等、多様な活動を設置する。

(2) 校種間連携

地域にある学校種を超え、連携することは、将来的に地域の活動との連携・協働に繋がっていくことも考えられる。

なお、特別支援学校の学校部活動には、一般的な種目の他に、卓球バレー等のアダプテッドスポーツ※や複数の種目を行う「運動部」「スポーツ部」「球技部」等が設置されており、卒業後に生涯学習・生涯スポーツへつなげることを目指した取組も意識されている。特別支援学校等との合同練習を実施する等、連携を深めることも意義がある。

※アダプテッドスポーツ（Adapted Sports）とは、障害のある人も安全かつ公平に参加できるように、ルール・用具・環境を調整（アダプト）して行うスポーツのこと。
「障害者のスポーツ活動推進プラン」https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/1414931.htm



2 複数の活動を体験できる活動日数や時間

学校部活動の実態として、学校に入学して間もなく特定の種目の部に入ると、3年間同じ種目の部で活動し続けることがほとんどである。他のスポーツや文化芸術、科学分野や地域での活動等に興味関心を有した場合、複数の活動も体験できるような工夫も大切である。

(1) シーズン制

あらかじめ設定した複数のスポーツを季節ごとに変えて実施したり、スポーツ以外にも文化芸術や科学分野、地域での活動等も含めて様々な活動を季節ごとに幅広く体験できるようにする。

（例）春「陸上競技部」、夏「カヌー教室」、秋「サッカー部」、冬「美術・工芸部」

(2) フリースポーツ制

団体競技でチームが成立しないような状況でも、気軽に好きなスポーツを能力に合わせて楽しめるよう、生徒が希望する複数の種目で活動ができるようにする。

（例）フリースポーツ部（1学期「野球」、2学期「サッカー」、3学期「ラグビー」）

3 活動時間の適正化

生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要があり、学校の働き方改革の観点も踏まえ、休日の学校部活動の地域展開等を進めていくことが大切である。

また、生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

(1) 連続した休養日の設定

休日の働き方を改善するため、休養日を「土曜日と日曜日」の連続で設定し、生徒の心身の健康保持と教員の負担軽減を図る。

なお、大会等への参加があった場合は、平日も含め学校部活動を実施しない連続した休養日を設定する。

(2) 授業日の年間総練習時間を統一した計画的な活動

平日の1日の活動時間は長くても2時間程度とする方針等に則って、授業日の年間の総練習時間を示し、総練習時間を超過しないよう各部で計画的な活動を実施する。

その際、教員の時間外在校等時間が規定の上限を超えないよう配慮する。

(3) 参加しやすい活動時間の設定

競技志向の強い一部の生徒や保護者の意見等が重視され、活動時間が長時間化している実態もある中、運動が苦手な生徒や障害のある生徒等も参加しやすい活動とするため、競技志向ではない生徒や保護者の意向も十分に尊重して、休養日や活動時間を設定する。

4 指導・運営に係る体制の見直し

学校の働き方改革の進展により、教員のみに頼らない指導・運営体制としていくことも大切となるが、その体制によって、生徒のスポーツ・文化芸術活動に制限が及ばないよう配慮することが望まれる。

(1) 指導者が配置できない場合

部活動指導員等の外部人材の配置ができず、指導を望む教員もいない学校部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施等により、生徒にとって適切なスポーツ・文化芸術環境を確保する。

(2) 学校部活動への任意加入の推進と部活動数の整理

学校部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、任意加入を推進することで、学校部活動数が整理しやすくなる。また、活動が停滞している部活動や、生徒全員が部活動に登録する体制を見直すなど、余裕をもって顧問配置できるよう整理する。

(3) 教員を学校部活動顧問とする場合

教員を学校部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意する。

学校設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

5 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働

地域展開等の取組が進められている間は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在するため、地域のスポーツ・文化芸術団体等地域クラブ活動の運営団体との積極的な連携・協働も大切である。

(1) 活動を選べる配慮

学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

その際には、円滑な形で大会参加が確保されるよう参加資格等も確認する。

(2) 地域展開等を見通した連携・協働

地域で実施されている種目と同じ種目の学校部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことが十分考えられることから、休日の練習を共同で実施する等連携を深める。

なお、休日に限らず、平日においても、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体で活動する日を増やしていくことも望まれる。

第4章 平日における地域展開等

1 平日における地域展開等の考え方

部活動が学校の活動であることが当たり前であった生徒や教員、保護者、地域住民等にとって大きな変化を伴うものであり、このような改革を一步一步着実に進めていくためには、まずは休日から地域展開等の取組を進めていくことが適切と考えられる。

その理由としては、平日と休日とを比較した場合、「生徒の活動時間」という観点からは休日の方が移動や練習に要するまとまった時間が確保しやすいこと、「指導者の確保」という観点からは平日に仕事がある保護者や地域住民にとって休日の方が参画しやすいこと、「施設の確保」という観点からは授業等がない休日は学校の体育施設や教室を利用しやすいこと等が挙げられる。ただし、地域によって中学生を受け入れていくことになる組織や体制、活動場所となる施設・設備等の環境が様々であり、平日と休日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方がスポーツ・文化芸術環境の整備充実を進めやすい場合があることも想定される。また、平日と休日の指導者が異なる場合には、指導方針の違い等により混乱が生じる恐れを指摘する声もある。

地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築について、まずは、休日における構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の構築に取り組むことを基本とする。その際、平日の活動と休日の活動で指導者が異なった場合には、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行う等、緊密な連携を図っていく必要がある。

なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することもあり得るため、特定の受け入れ方にこだわらずに、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいのかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていく必要がある。

2 学校の働き方改革の推進

部活動指導員等の外部人材等の活用、活動時間や休養日の基準の設定、短時間で効果的な指導等、平日における学校の働き方改革については、引き続き速やかな実現を図っていく必要がある。教員が教員でなければできない業務に専念できる体制にしていけることができれば、学校教育が改善充実され、生徒に対するより良い教育の提供につながることを期待される。

京都府教育委員会においては、「教職員の働き方改革推進計画」（令和7年3月26日策定）を策定し推進を行っている。

3 休日の地域展開等の検証

今後、休日における地域展開等の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。その際、今回の学校部活動の地域展開等の目的及び目指すスタイルと照らし合わせて、サービス管理等も含め、適切な枠組みのもとで検証を行うこととする。

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）

1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（文部科学省）

（1）運動部活動の改革

平成31年1月25日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。答申では、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき、とされている。

また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）（以下「ガイドライン」という。）においても、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める、とされている。

（2）学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

文部科学省は、運動部活動の改革について、ガイドラインや中央教育審議会答申及び国会での附帯決議も踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を示した。この中では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする方針を示している。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる**。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。
※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）

（1）運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

運動部活動の地域移行を着実に推進していくため、地域におけるスポーツ環境の整備方策等について、令和3年10月より、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、提言が取りまとめられた。

検討の際には、様々な事情を抱える学校現場や地域において運動部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討が行われてきた。

これは、運動部活動について、都市部に設置されている学校もあれば中山間地域や離島等に設置されている学校もある中、それぞれの地域におけるスポーツ環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせる等創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があるとされた。



<検討会議メンバー>

有識者

地方自治体（教育委員会、スポーツ振興部局）

学校関係者（全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、日本PTA全国協議会）

スポーツ関係者（日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者）

(2) 運動部活動改革を推進する具体的な方策

提言には、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たなスポーツ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」の整備や支援、③「スポーツ指導者」の質の保障・量の確保方策、④「スポーツ施設」の確保方策、⑤「大会」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領等関連諸制度等」の在り方及び達成時期等について、多様な観点から取りまとめられている。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要【各論】

〇地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参 加 者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現 状 と 課 題	求められる 対 応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	- 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 - 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	- 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 - 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 - 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	- 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 - 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現 状 と 課 題	求められる 対 応
大会の在り方（第6章）	- 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 - 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を体験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 - 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数精選を要請。スポーツボランティアの活用。 - 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方（第7章）	- 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 - 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方（第8章）	- 国は、JSPOや各競技団体を通して、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 - スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方（第9章）	- 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 - 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 - 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。（誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

3 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）

(1) 文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言

文化庁活動の地域移行を着実に推進していくため、地域における文化芸術環境の整備方策等について、令和4年2月より、「文化庁活動の地域移行に関する検討会議」において集中的に検討が行われ、提言が取りまとめられた。

検討の際には、様々な事情を抱える学校現場や地域において文化庁活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討が行われてきた。

これは、文化庁活動について、都市部に設置されている学校もあれば中山間地域や離島等に設置されている学校がある中、それぞれの地域における文化芸術環境の状況は様々であり、同じ地域内でも多様であることによる。このため、どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があるとされたところである。

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要

※公立中学校等における文化庁活動を対象

意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減。出生数：令和3年84万人＞
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の方向性

- まずは、休日の文化庁活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化庁活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

新たな文化芸術環境

- ・地域の状況に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体、生徒の状況に適した機会を確保

文化芸術団体等、指導者

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

活動場所

- ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルール策定
- ・社会教育施設、文化施設等の活用促進

大会

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・国庫する家庭への費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から得る個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す

※国立の中学校等でも、学校の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

<検討会議メンバー>

有識者

地方自治体（教育委員会、文化担当部局）

学校関係者（全日本中学校長会、日本PTA全国協議会）

文化芸術関係者（全日本吹奏楽連盟、全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟、日本地域部活動文化推進本部、全日本合唱連盟）

(2) 文化部活動改革を推進する具体的な方策

提言には、文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たな文化芸術環境」の在り方やその充実方策、②「文化芸術団体等」の整備や支援・指導者の質の保証・量の確保方策、③「活動場所」の確保方策、④「大会」の在り方、⑤「会費」の在り方、⑥「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方及び達成時期などについて、多様な観点から取りまとめられている。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】	
○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）	
参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、文化芸術団体等（地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設の他、地域の社会教育施設、文化施設等も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどあり得る。市町村において、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞
【具体的課題への対応】	
現状と課題	求められる対応
文化芸術団体等の整備充実・指導者の質・量の確保方策（第3章）	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化部活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
活動場所の確保方策（第4章）	○ 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

現状と課題	求められる対応
大会の在り方（第5章）	○ 全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ○ 一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等招いている。 ○ 休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。
会費の在り方（第6章）	○ 地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ○ 経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。
保険の在り方（第7章）	○ 地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。
関連諸制度等の在り方（第8章）	○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。 ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。（誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）

学校の部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、これを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針を示すなど部活動改革に段階的に取り組んできた。

また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられ、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられた。

これらを踏まえて、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

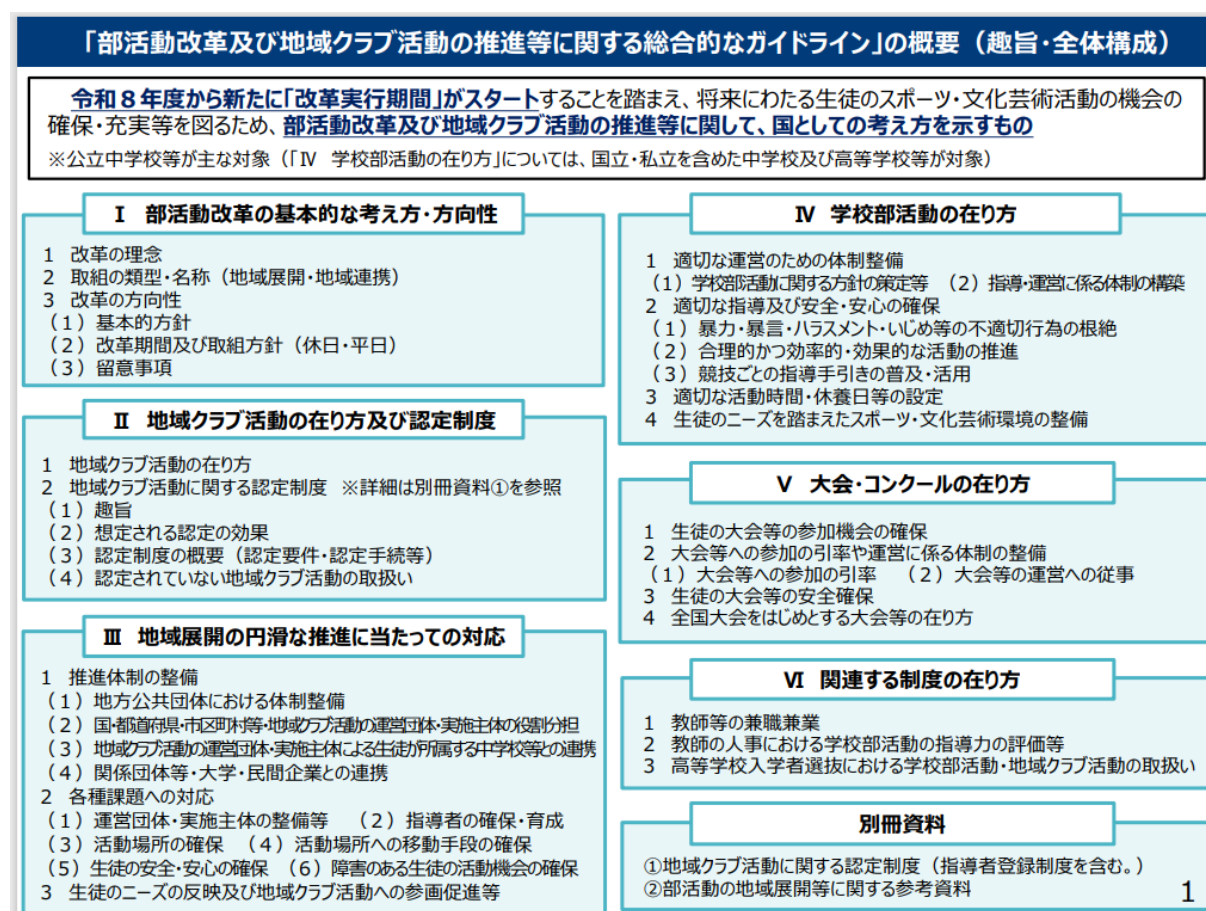
令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】  	
○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 ○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。 ○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。 ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。	
Ⅰ 学校部活動 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。 （主な内容） ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・部活動指導員や外部指導者を確保 ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日） ・部活動に強制的に加入させることがないようにする ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める	Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。 （主な内容） ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保 ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むこと、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知
Ⅱ 新たな地域クラブ活動 学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。 （主な内容） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進	Ⅳ 大会等の在り方の見直し 学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。 （主な内容） ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい

5 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省）

令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（概要）



文部科学省は、令和7年12月の国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定と同時に、兼職兼業手続きが円滑に進むよう、兼職兼業に関する様式（ひな型）を示した。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等	●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手の生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出		
	【中間評価】		
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間（平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのリエンション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）		
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

2

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定

認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施

※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

3

京都府地域クラブ活動推進検討委員会（京都府教育委員会）

【設置趣旨】

生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けた地域部活動の在り方について、拠点地域（校）における実践課題の検証に広く意見を求めるため、令和３年度に「京都府地域部活動推進検討委員会」を設置した。

令和５年度には「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」と改称し、スポーツ・文化芸術活動ともに検討を行った。

【委 員】

分 野	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	R3 R4 R5 R6 長積 仁	立命館大学スポーツ健康科学部 学部長（教授）	委員長
	R7	立命館大学スポーツ健康科学部教授	
	R3 西本 吉生	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（相楽東部広域連合教育長）	
	R4 R5 森永 重治	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（木津川市教育長）	
教育行政	R6 R7 廣田 康男	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会世話人（福知山市教育長）	
	R3 坂本 博士	京都府PTA協議会会長	
	R4 R5 丹羽 寛美		
学校関係者	R6 R7 田中 功一		
	R3 R4 密谷 由紀	向日市立西ノ岡中学校長 大山崎町立大山崎中学校長	副委員長
	R5 R6 國府 美幸	亀岡市立南桑中学校長	
	R7 阪口 靖敬	舞鶴市立加佐中学校長	
	R3 R4 R5 村上 昌司	京都府立西城陽高等学校長	
	R6 R7 柏木 佳久	京都府立桂高等学校長	
スポーツ関係団体 関係者	R3	京都府スポーツ推進委員協議会理事	
	R4 R5 R6 R7 中村 裕予	京都府スポーツ推進委員協議会委員	

	R3	田川 さなえ	公益財団法人京都府スポーツ協会 事務局次長	
	R4 R5 R6	比護 信子		
	R7	上田 将太		
	R3	森口 茂	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会会長	
	R4		京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会副幹事長	
	R5 R6 R7	川合 英之	京都府総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会幹事長	
	R5 R6 R7	林 晃	京都府吹奏楽連盟理事長	
文化芸術関係団体 関係者				

【委員会】

- 第1回（令和3年7月） 事業概要・計画、課題・方策、検証項目
- 第2回（令和3年12月） 地域移行の現状、モデル地域進捗状況
- 第3回（令和4年2月） 実践研究報告・検証、今後の方向性
- 第4回（令和4年7月） モデル地域事業計画、今後の方向性
- 第5回（令和4年12月） モデル地域進捗状況、検証アンケート、府推進計画参考資料
- 第6回（令和5年2月） 実践研究報告・検証、府推進計画参考資料、府部活動指針
- 第7回（令和5年7月） モデル地域事業計画、今後の方向性
- 第8回（令和6年2月） 実践研究報告・検証、府推進指針案の提示
- 第9回（令和6年8月） モデル地域事業計画、今後の方向性
- 第10回（令和6年10月） モデル地域実施状況
- 第11回（令和7年2月） 実践研究報告・検証、今後の方向性
- 第12回（令和7年7月） 事業計画、今後の方向性、府推進指針の見直し検討
- 第13回（令和7年11月） 自治体ヒアリングの報告、府推進指針への意見聴取
- 第14回（令和8年2月） 事業報告・検証、府推進指針改訂案の提示、今後の方向性

参考資料

(資料1)

【スポーツ庁・文化庁】「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00002.htm



(資料2)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月)

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



(資料3)

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm



(資料4)

【文部科学省】「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(令和3年2月)

https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf



(資料5)

【スポーツ庁】「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年6月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm



(資料6)

【文化庁】「文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言について」(令和4年8月)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html



(資料7)

【スポーツ庁】「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和7年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm



(資料8)

【文化庁】「地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について」(令和3年1月)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/>



(資料9)

【スポーツ庁】「部活動改革ポータルサイト ～子供たちのスポーツ活動の充実に向けた未来への挑戦～」(令和5年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



(資料10)

【スポーツ庁・文化庁】「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革 に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_0202.pdf



(資料11)

【文部科学省】「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて」～(令和7年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



(資料12)【スポーツ庁】「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」
(令和7年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm



(資料13)【スポーツ庁】「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」(令和8年1月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/042_index/index.html



京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針

第2版

令和8年3月